

第三十四回国会 地方行政委員会 議院 議事録 第十二号

昭和三十五年三月十一日(金曜日)委員会において次の通り小委員及び小委員長を選任した。

地方税法の一部を改正する法律案等 審査小委員

- 金子 岩三君 龜山 孝一君
川崎末五郎君 齋藤 彌三君
高田 富興君 津島 文治君
吉田 重延君 太田 一夫君
加賀田 進君 安井 吉典君
大矢 省三君

地方税法の一部を改正する法律案等 審査小委員

川崎末五郎君

昭和三十五年三月十一日(金曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

- 委員長代理 理事 齋藤 彌三君
理事 飯塚 定輔君 理事 田中 榮一君
理事 渡海元三郎君 理事 吉田 重延君
理事 加賀田 進君 理事 阪上安太郎君
理事 門司 亮君

- 相川 勝六君 加藤 精三君
龜山 孝一君 津島 文治君
三田村武夫君 山崎 巖君
太田 一夫君 川村 継義君
佐野 憲治君 橋 兼次郎君
中井徳次郎君 安井 吉典君
大矢 省三君

出席國務大臣

國務 大臣 石原幹市郎君

出席政府委員

- 總理府事務官 藤井 貞夫君
(自治庁行政局長)
(自治庁行政局長)

總理府事務局 奥野 誠亮君
(自治庁財政局長)

總理府事務局 後藤田正晴君
(自治庁事務局長)

大蔵政務次官 奥村又十郎君
委員外の出席者

大蔵事務官 大村 筆雄君
(主計官)

専門員 圓地亨四松君

三月十一日

委員野口忠夫君辭任につき、その補欠として橋兼次郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月十日

全日制市町村立高等學校教職員退職手当全国通算に関する請願
(大矢省三君紹介)(第九二四号)

同(田中正巳君紹介)(第九四五号)
同(松浦周太郎君紹介)(第一一三四号)

遊興飲食税減免に関する請願(齋藤彌三君紹介)(第九四三号)

炭酸カルシウム肥料製造業者の電気ガス税免除に関する請願(笹山茂太郎君紹介)(第九四四号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
小委員会設置並びに小委員及び小委員長の選任に関する件

地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第三六号)

臨時地方特別交付金に関する法律案
(内閣提出第三八号)

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出第七四号)

○續任委員長代理 これより會議を開きます。

濱地委員長にはお差しつかえがありませんので、その指名によりまして私が委員長の職務を行ないます。

地方税法の一部を改正する法律案、臨時地方特別交付金に関する法律案並びに地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次これを許します。安井吉典君。

○安井委員 今日主として地方税法改正法案に関しまして質問いたしたいと思っておりますが、まだ大臣がお見えになりませんので、その前に、これはもちろん税制にも、広く財政に關係のあることであります。この地方財政計画の概要説明の中に、内容についてもっとはっきりお聞きをしたい点がありますので、その点をお尋ねをいたしたいのであります。

財政計画の中の給与費の中に、市町村財政指導の強化のための職員を増やして、百三十八人見込まれており、技能検定職員の増と合わせて約一億円が計上されておりますが、これも今

まで財政計画の中に見当らなかつた項目であります。今日の段階において、市町村財政指導強化のために特に職員を増やして、その趣旨、内容について一つお尋ねをいたしたいと思つております。

○奥野政府委員 府県、市町村を通じて、財政健全化のための諸措置をとらうとしておられるわけでございます。その場合に、市町村の現実の財政運営につきまして、いろいろと指導助言の役割を演じていくべき府県の地方課の陣容というものが、近來どうかといふことが、県全体が市町村のことまでかまっておれないというふうな姿になりがちでありまして、若千力が足りないように感ぜられるわけでありまして、そこでそういう關係のスタッフを充実しまして、十分研究を遂げながら市町村の親切なる指導ができるように用意をしていきたい。かように考えているわけでありまして、そのための経費といふものを地方財政計画に盛り上げ、同時にまた基準財政需要額の中に算入することによって府県にそれを充実するだけの財源を保障していきたい、こういうふうな考え方を持っておられるわけでありまして、

○安井委員 これは都道府県職員を転用する、そのための費用ですか、それとも自治庁から人をやるといふことですか。

○奥野政府委員 府県が地方課の職員として三人を充実することを期待しているわけでありまして、

○安井委員 この人数、各都道府県三人とありますが、この置き方はどういふふうにお考えですか。

○奥野政府委員 財政計画は平均三人程度ずつの増員を期待しているわけでありまして。現実には基準財政需要額に算入して参るわけでありまして、団体が多くなれば自然職員数を多く置くし、少ない団体におきましては職員数も少なく足りる、またそれしか財源を保障しないということになつて参るわけでありまして、

○安井委員 ただ私、この点で心配なのは、今までも地方自治法によりまして、都道府県知事は市町村財政に対する包括的な監督権がたしかあつたはずであります。その中にことさらに、都道府県が従来でも支出しておつたその職員費の中に、これだけは市町村財政の指導のための費用なんだとワクをきめて、何か自治庁のひもをつけて、いわば市町村財政への目付けを都道府県の中に強力な形ではめ込もうという意図があるのではないかと、こういうことも心配されるわけでありまして、その点どうでしょうか。

○奥野政府委員 府県なり市町村なりにおいて職員を増加しなければならぬ場合に、単に国庫補助金の形だけではなしに、地方団体が全部一般財源で設置しなければならぬ職員数も相当ふえて参るわけでありまして。そういうものにつきましては、地方財政計画上正確に所要財源の増加を見おきまさんと、地方団体が困つてしまつたわけでありまして、そういう経費は、今お話し

になりましたものだけではなしに、あるいは社会教育主事を数百人増員しなければならぬというようなものもこの財政計画の中に計上されているわけでございます。要するに、府県が一般財源をもつて増員を必要とするであらう、また国としてもそういう式の増員を期待するのだというものを取り上げているわけでございます。その中で、市町村の財政についても親切な助言ができるような体制を原においてもっと強化してもらいたいというものをこのように形において取り上げているわけでございます。

○安井委員 社会教育主事のこともお話がありましたけれども、そういうのは、法的根拠を新しく得ることによって、そのための増員という姿でこれは了解できるわけです。新しく都道府県なり市町村なりが住民のためのサービスをより強化するという目的のために、法的根拠を与えて人をふやすんですから、これは当然の措置として、地方財政の面でもめんどろを見てやらなければならぬわけであらうと思えます。しかしながらこの問題は、現在でもすでにやっていることであり、自治法におきまして知事がそういう権限を与えられ、当然の仕事として知事がその職員を管轄しながらやっているはずで、そこにもってきてさらに今ワクをはめていこうという考え方は、どうも何か地方自治の本来の考え方に逆行した中央集権化への方向が、こういう一端々にも見受けられるような気がするわけでありまして、その点、社会教育主事という問題と並列して今問題をお出しになりましたけれども、性格は全

然違ふものだと私は思うのですが、どうでしょう。

○奥野政府委員 市町村の財政指導につきまして新しい法律が今作られようとしているわけでございます。しかしながら、府県についてはそういう任務を負っていることは地方自治法の他におきまして明確に規定されているわけでございます。しかもその仕事の実態が戦後非常に複雑になってきておるわけでありまして、たとえば市町村の税務行政におきましても、地方税法を通じて独立財源が充実されて参っております。また財源調整の問題にいたしましても、戦前の地方交付税制度から地方財政平衡交付金制度あるいは地方交付税制度と非常に精緻なものになって参つておるわけでございます。そういうふうな、質的、分量的に非常に変わつて参つておるわけにかかわらず、特にそういう関係の府県の指導職員の強化というものを全然取り上げていないわけでありまして、その結果、きわめて市町村財政についての地方課の助言体制が貧弱になって参つておるわけでございます。それだけが原因じゃございませんが、先般赤字団体につきまして財政再建特別措置法が制定され、財政再建に当たりましたにかかわらず、また多くの市町村が赤字困難に陥つておるといふ事態になつたわけでありまして、そこで特にそういう団体につきましては、再建計画を作つてもらつて資金のあつせんをする、またその利子負担については援助措置を講ずるようなこともやつて参つたわけでありまして、それがさらにまた赤字困難に陥つて参つてはいけませんので、そういう原因をいろいろ求めて参りますと、府

県の地方課職員が戦後ほとんど強化されてない、むしろ減員されてきておるくらいの状態になつてしまつておるわけでありまして、質的、量的に市町村の財政の実態が非常に変わつて参つておるにかかわらず、今申し上げるような状態でありまして、あらためて財政計画に所要の職員数を計上して、交付税制度のもとに財源を保障して、参らして府県においてその関係の職員の充実を促すように参らして期待していきたい、こういう考え方をとらうとしておるわけでありまして。

○安井委員 市町村の行政の運用の内容がだんだん複雑になり、そのため誤りなきを期するために固なり都道府県なりが親切な助言をしたり、いろいろ資料を提供したり、そういうサービスといふことが、行政指導といふことか、これは非常に大切なことだと思ふのです。そういうものがなかつたことによつて、今日まで非常に困難な財政状態に陥つたという例もあるいはあるかもしれない。そういう意味においては大切なことだといふことだけは私はよくわかるわけでありまして、しかし、この地方財政計画が組まれてから今まで、もう実に長い年月たつてきておるわけでありまして、今において急にほかりこれか顔を出したといふところが――今度自治省設置法案をお出しになるそうだし、その他もろもろの地方自治指導強化といふことを名目にして、逆に地方自治が実のないものになつてしまふような、その実が吸われましような、つまり形を整えることに忙しいあまりに実が失われてしまふようなおそれをわれわれ懸するわけでございます。そういう意味におきまして、こ

れはいつまで論議いたしておつても果てしないようでございますので、この問題についての質問は一応打ち切りますけれども、地方自治の根本的な問題は、もちろん都道府県も大事であります、あくまで市町村にあるわけですが、そういう意味において、誤りない行政指導の方法を打ち立てていつていただかなければならぬわけでございますので、今はその点の要望だけにとどめておきたいと思ひます。

そこで今日は地方税法を中心にいたしまして、政府の出されております法案、さらにはまた日本社会党も政府案に対する修正ないし新たな改正法案といふふうな形で、この国会に臨むことを考へているわけでございますが、この際地方税法の全体につきまして、時間も十分にとるわけにもいかないと思ひますが、概括的なお尋ねをいたしたいと思ひわけでありまして、

初めに大臣にお尋ねをいたしたいのでございますが、先般衆議院の質問に対するお答えでも、地方税制の問題については、今税制調査会で作業中であるので、それができるまで待つてもらいたい、そういうふうな御答弁が続いてきて、そういうふうな御答弁が続いてきて、税制調査会が結論を出すにいたしたとしても、その際において、それが出るまでの段階においての自治庁側の態度といふものは非常に大切だと思ひわけでありまして、一体今後の地方税制をどういふふうな形に持つていこうとお考えをお持ちなのか、これを石原自治庁長官に伺いたいと思ひます。

○石原国務大臣 非常にむずかしい問題でございますが、この委員会でも私たびたび申し上げておりますよう

に、やはり地方にも少し確固たる税源といふべきか、税財源が与えられるような措置がとられなければ、毎年予算編成期に大蔵省、自治庁あたりで繰り返しておりますあの騒ぎが絶えないと思ひのでありまして、私、今ここで具体的な意見を言うことはできませんけれども、できるだけ税源を与えまして、そこでその上において地方団体間の――今度はその中でも立っていない県が相当できると思ひます。その際において、その団体間の財源調整を行なうべきではないか、筋としてはそういう考え方を参つておるのであります。

○加藤(補)委員 関連。大臣から、税制調査会で決定前の地方税の制度をどう持つていくかということにおいて、地方財源を充実強化するという方面と、それからその地域で何種税金をとつても間に合はないような地方団体では、交付税の面で調整するといふような御趣旨だろふと思ひますが、そういうふうな御答弁があつたのでござい

ます。私、予算編成なんかのときに毎回考へるのでありますが、国税を減税しても、地方交付税の交付率が高くなるなければ、まあ問題もあるし、そのほか所得税と住民移の所得割り、それから法人事業税なんかの関係から見ると、国税と地方税との関連のために、国税の変動が地方税にうんと響いて災いをこうむるようなことがある。そういうのを思い切つて、国税に累を及ぼされるという悪因縁を断ち切るというふうなこともある程度必要ではないかと思ひのでございまして、そうしますと、課税物件を別にしなければならぬようなことになるような気がする。課税物件を別にするような場合、どんな

税収が地方税として適当であるかという問題が出てくるかと思ひのであります。それからそのほか地方税の中に、どうもその本質から見て高過ぎるものや、ぬる過ぎるものや、徴収手続から見て徴税費がかかり過ぎたり、また徴税がはたしてできるかどうかどうだろうか不明瞭なもの、種々の租税原則から見ても欠陥を有するよな地方税があるというよな気がするのであります。そんなのをあわせてやらなければいかぬ気がする。そういうよな地方税としての、自治庁側として税制審議会の方へ要望するよななまきえになつてゐる事項がもつとあるよな気がするのであります。全体的に地方財源が少なから、地方税の充実強化ということが何より大きな命題ではありましようけれども、そういうよな考え方。

それからそれは直接の地方税の問題ですけれども、地方の財源の問題を離れて地方税のことを論ぜられないわけですから、それで結局、私の住んでおられます山形県なんかは、地域の国税分やなんかをみんな取つても、とても県財政を処理するだけの財源はありつこないわけですね。現在も県の一般予算の10%程度しか県税がとれない。国税分をみんな取つたつて40%かそこらだらうと思ひ。あるいは四五%くらいしか税源がないわけでありまから、そういうよな場合に、国として公共事業とか、そのほか新しい社会保障とか、たくさんにどんどん与えられるから、それで考へるのであります。そういう場合には、先ほどお話をあつたよなであります。調整が必要になつてくる。調整をどの程度でやるか、雑多な調整をあちこちくつつけると煩瑣に

たえないし、理念が明瞭にならないから、地方交付税制度で調整をつけるのが一番いいと思ひますが、大臣のきりか、おとこのお話の中に、地方交付税の方で支弁する限度ですね、地方交付税の交付率といふか、三國税に對する率は、だんだんとせり上げられて、今ではほとんど満度に達して、それ以上とりにくいといふことがあつたのです。大体二八・五%ならいい、三〇%では多過ぎる。あるいは三五%ならいいけれども、三八%では多過ぎる。そういうことは、国と地方の行政事務の配分なんかとも関係するし、時代の要求で財政需要が変わつていく、よろし、場合によつては私は四五%でも四八%でも一向差しつかえないよなに思ひのであります。どうもそれが満度にきたよな御答弁をしておられるよなに思ひので、その点を伺ひたい。

○石原國務大臣 今、国の減税や何かで影響をされないよなに、もつと独立性のものをという御意見があつたのであります。私も方向としてはもちろん望ましいと思ひのであります。しかし御案内のよな、今一番大きな目標はやはり所得であるか、法人の事業所得、そういう関係のものが一番税源として大きいのであります。一、がいに国税と全然別個の税源で体系を立てるといふことは、これはなかなか困難ではないかと思ひのであります。ことに徴税技術の問題もあろうと思ひます。それから納税者の立場もあろうと思ひます。それから、そういう面から総合的に考へていかなければならぬと思ひます。方向としては望ましいことと思ひます。それから欠陥のある地方税、これもたくさんあると思

います。こういうものについて、また何らかの機会に、自治庁当局で考へておきますよなことを申し上げていと思ひのであります。御指摘のよなに、欠陥のある地方税は、これはもちろん直していかなければならぬと思ひます。それから最後に言われました、私が一昨日か、ここで満度にきておると言いましたのは、今言われた意味の交付税の率の問題じゃないのであります。つまり傾斜配分で貧弱団体に回す、それが大体満度にきておるとは、それが大体満度にきておるとは、たゞ大阪などは五、六千円になるのです。ところが福井であるとか、小さいところは二千円前後です。しかし交付税や譲手税、それらを一切くめて一人当たりを出してみますと、逆に小さい府県の方が一人当たりにしてみると多くなつておるよなところがたくさんあるのであります。そういう意味で、傾斜配分方式としてはどうかというものを申し上げたのであります。二八・五%とか、三〇%とか、それは多々あります。併し誤解があると思ひます。

○加藤補委員 時間の関係で非常に簡単にやれといふことですから、簡単にやります。それに関連して、財政局長は一体どう思つておられるのか。今の地方交付税の交付率が大体満度に達しておるとお思ひなされるか。それとも最近のよな、国民年金とか、河川改修などの公共事業とか、何もかもどん

どん地方の負担にしておる。私長年、大体三〇%より上になるのはおかしといふよな話を聞いていたのですけれども、交付税率について考へてみますと、どうもおかしい。しかも地方交付税といふのは、私たちの理解するところでは、自主財源と同じよな、自主性をそこなわぬ程度に何に使つてもいい。その地方交付税の交付率の引き上げの限度は、大体ないといふていくらいに思つてゐるのですが、それが一つ。

それから国税と地方税との関係の断ち切りについて、もしそれがうまくいかなかつたら、国税の税率が下がれば機械的に交付率を上げるといふことを、法律に規定できないものかどうかといふことなんです。それができれば、自民党も社会党もだれも反対しないにきまつてゐますから、地方財政の安定といふことから、そういうよな修正したらどうかと思つておられます。大臣が今おっしゃつたよな、お前らそういう理想を掲げたつてなかなかできるものじゃないといふことですが、できるものならば、安定性を与えるために、そういうよな自動的な仕組みを作る方がいゝのではないか、こ

○奥野政府委員 簡単に答へたいし、第一点は、地方交付税率の問題でございます。率直に申し上げまして、経済発展が地域的にきわめて不均衡になつて参つておられます。またこれは簡単には思ひます。そういう際では、かろうかと思ひます。そういう際では、取入のふえることは望ましいわけでありまから、地方財源としては独立税

第二点の、国税を減税したときに、地方交付税率を自動的に返すといふよな法律を立法化するべきじゃないかという御意見であります。これにつきましては、現在の地方交付税法の中に、引き続いて財源が余つたり、あるいは足りなくなつたりする場合に、税率を増減したり、あるいは制度そのものを改正するよなことをしなければならぬ、こ

考え方を、国庫財政の当局者も、地方財政の当局者も、もつとすなおに考えて、合理的な財源分配を工夫すればよろしいじゃないか、こう思うわけでありませぬ。機械的にどうこうすることじゃないか、もつと両財政を一体的に考えて、合理的な調整を行なうならば、あえて機械的な規定を必要としないじゃないか。ただ、現在そういうような配慮が欠けておるものですか、何かそういう片寄った考え方を是正する意味において、機械的に交付税率をね返す立法化をすべきじゃないか、こういう意見が出てくるのじゃないか、かように考えておられます。

第三の消費税の問題でございますが、現在はいまだ地方税収入の中でも、消費税収入が二〇％前後を占めておると思っております。地方自治の立場からいいますと、できれば直接税を主体にして運営していくべきであるという考え方は、従来とらわれてきた考え方でありませぬ。将来とも基本的な態度としては、そうあるべきだと思っております。ただ一つの税金に、あちらからこちらからもというような税制はなるべく避けたいので、国が酒税をとつておるなら、地方財源としては二・五％がくるのだから、それでよろしいのじゃないだろうか、こういうふうに思っております。ただ地方財源として考えた場合には、むしろ事業税のようなものは、所得課税でなしに、売り上げ税的なものとして流通税を増していくべきじゃないか、それによって年度間の調整の問題とか、あるいは国と地方との財源の分離の問題とかいろいろあることこの解決ができればしあわせじゃ

なからうか、こういうような考え方を持っております。  
○加藤(精)委員 私の質問に答えていない。というのは、ある税金の税率が下がったときに、それによって生ずる減収を補うために、機械的に交付税率を変えろ。それは私たちが地方財政法の規定だつて知つておられますよ。だけれども、そんなことは自然増収や何かの関係からみながまかされてしまふ。われわれは自治庁がやりよよいようにと思つて言つておるのだから、もう少し親切に答えてもらいたい。そのものずばりで、ある税率を下げるときには、交付税率を上げるようにしてもらいたいです。植木さんが主計局長のときには、さすがにああいう優秀な局長は、地方税の減収があつたときに、その都度具体的に税率を動かしたという話を聞いておられますが、いつもそういう優秀な主計局長や理財局長がいるわけじゃないのですから、そういうふうにするものすばり動かしなさいということ。財政状況の上に急激な変動があつたような場合には、これは、地方財政法にありませぬけれども、私の言うのは、一つの税と交付税率の関連を、自動的に、機械的につけた方がいいじゃないか、ということ。だから、予算を編成する地方団体の首長の立場も、自治庁はもう少し知つておつていただきたい。予算編成のとき、いつでも財源がふえるか減るかどきどきしては、いけません。そういうようなことの安心がいくようにすることは、市町村長なり予算編成者にも親切じゃないか、そういう考え方はありません。

成するといふのなら、大体住民税を一種の所得税付加税的な考え方で今援用しているのは理論的に間違ひじゃないか、その点を一つ……。

○奥野政府委員 お答えしたつもりだつたのでありますが、少し婉曲に申し上げたからかえつて誤解を招いておるかと思つておられます。私は、もつぱら国の財政の都合だけで所得税や法人税について増減税を行なひました場合には、機械的に交付税率をね返すべきだと思つておられます。しかしその減税の場合に、地方にも減税の片棒をかついてもらうのだ、あるいは地方にも増収財源を与えるのだという意味で増減税が行なはれる場合には、ただそれだけで機械的にあらゆる場合に税率をね返さなければならぬ、こういう考え方は言えないのじゃないか、こういうふうにしておるわけでございます。だからこそ、また地方財政法のような現状の規定があるのだと思つておられます。国税三税についての増減税を行なひませぬでも、地方交付税率を引き上げるといふ問題も起こつてくるわけでありませぬ、ただ地方財政の現状は減税できる余裕はない。だから現状を基礎にして考えるならば当然にはね返すべきだ、これは私はそうだと思つておられます。

それから第二番目の住民税の問題につきましては、私は個人的な意見としては、地方所得税的なものに完全に切りかえた方がよろしいという考え方を持つておるわけでありませぬ。  
○安井委員 関連の方が多くなりまして、私一時間くらいでやめようと思つて、少し時間短縮も、二時間くらいやるかもしれません。

質問もまだ序の口で、石原国務大臣に地方税制度改革の基本的な考え方についてお尋ねをいたしましたことに對してのお答えがございましたけれども、まだいささか細かいような気がするわけでありませぬ。そこできょうは大蔵省からも主計官がお見えでございますので、同じこの質問に對しましてどういふふうにお答えをいただけるか一つ……。

○大村説明員 同じ質問とおつしやいますと、先ほどの御質問の続きでございますから、地方税につきまして、現在国税、地方税を通じまして税制調査会が基本的な問題につきまして検討をお願いいたしておるわけでございますが、その際に、一体政府として地方税のあり方というものをどう考えるかという御質問であつたかと存じます。この点につきましては、ただいま自治庁長官から御答弁ございましたように、地方税としての適格性という点から種々検討を願わなければいけません。思いますけれども、おのずからその場合に税収額というものが片一方に問題にならなければいけません。ですから地方税のことばかりは言ひ切れません。御承知のようにやはりある程度国税との関係ということも考へてやらざるを得ないという点もあろうかと存じます。

○安井委員 今、自治庁側と大蔵省側の御答弁があつたわけでありませぬが、広く税制というものを考えますと、これは二面性があると思つておられます。つまり第一は国民の負担という立場から問題を考へること、それからもう一つは財政上の必要ということ、この二面からの見方があると思つておられます。

ます。国民の負担という考え方は、これはもう負担はできるだけ少ない方がいいし、と同時に大事なことは納税者間における均衡の問題だと思つておられます。そういうことから、いわゆる非課税でありませぬとか、課税の各種の特例措置というふうなものが出てくるのではないかと存じます。それからもう一つは財政の必要ということからいいますと、これは今の御答弁の中にもありませぬように、国の財政と地方の財政と、その間の財源配分というふうな問題もこの中に加わつてくるのではないかと存じます。従つて、これらの要請が今度の税制調査会の中に生かされてこなければいけないというふうにお考えを願ひます。

初めの部分の国民負担の問題の中で、課税あるいは各種の特例という問題でありますけれども、これは税目に入りませぬ場合にその場で申し上げたいことではないかと存じます。第二番目の税源配分といつたようなことになりませぬ、これは非常に問題が大いではないかと思つておられます。つまりこれは行政事務の再配分というところまで問題を持つていかなければ、根本的な解決はできないのではないかと存じます。言えるわけでありませぬ。この税制調査会においては、そこまで問題を突き詰めていくためのシステムになつていかどうか、これはわかりませぬけれども、この税制調査会の結論の出力によつて地方財政の将来というものが、ひいて地方自治の将来というものが決せられる重大な問題だと思つておられますが、自治庁長官はそこまで突

ます。国民の負担という考え方は、これはもう負担はできるだけ少ない方がいいし、同時に大事なことは納税者間における均衡の問題だと思つておられます。そういうことから、いわゆる非課税でありませぬとか、課税の各種の特例措置というふうなものが出てくるのではないかと存じます。それからもう一つは財政の必要ということからいいますと、これは今の御答弁の中にもありませぬように、国の財政と地方の財政と、その間の財源配分というふうな問題もこの中に加わつてくるのではないかと存じます。従つて、これらの要請が今度の税制調査会の中に生かされてこなければいけないというふうにお考えを願ひます。

き詰めた考え方をもちになつておられるかどうか、この点一つ伺います。

○石原国務大臣 御指摘のように税財源の配分というものが、突き詰めていけば国と地方の行政事務の再検討というところをやらねばならぬことは、これは当然であると思つておられます。そこで今の税制調査会においてもそれらの問題にやはり当然触れて検討はするようでありまして、それを答申の主体にすることにはいかなない。そこで私は申し上げておきますが、御承知のように地方制度調査会、これはやはり随時合を開きまして検討をすつとやつておるわけでございますが、この地方制度調査会あたりでは、主として国と地方の行政事務の配分とか、あるいは府県の区域の問題とか、いろいろやつておるわけでありまして、そこで地方制度調査会の意見なり、あるいはこの税制調査会の答申と相俟つて、今後の税財源の再配分というところを考へていかねばならぬ、かように私は考へております。

○安井委員 私はその場合に一番大事なことは、この問題に対する自治庁の態度だと思つておられます。自治庁側が地方自治なり地方財政なりをあくまで確立しなければいけないという、意欲的な態度を始終お持ちをいたさなければいけないと思つておられます。ですからこの調査会の中に積極的に資料をお持ち込みになる、基本的には行政事務の再配分までいかなければいけない。そのためにはこうなければいけないというふうな迫力のある資料を準備されて、その中に地方行政の立場というものを強くはめ込んでいくということ、これが一番大切なことではないかと思つておられます。今までの税の問題の質問のときには、必ず、いや、ちょっと待つてくれ、これは税制調査会に諮つていふるのだから、これが終わつてからというふうな逃げ方をされますし、一方大蔵大臣も、税金といふことで、もうすぐ税制調査会といふことで、これはもうただ一つの政府の逃げ込み場所になつておるわけですね。こういふことからいいますと、まるでこの税制調査会といふものの結論は、第三次シャウプ勧告でも行なわれるような、そういう固期的なものではないかと思つておられます。そういうふうな場合に、そういふ国民もそう思つておられるかと思つておられます。そういうふうな際におきまして、自治庁長官は、一つがっちりした態度で結論をお出しになるという方向にお進めをいたさなければならぬと思つておられますが、一つ御決意を伺いたい。

○石原国務大臣 財政、税務両当局もそういふつもりでやつておるようでありまして、私もなお今後一そうそういう面を督励いたしまして、御期待に沿いたいと思つておられます。

○安井委員 次に市町村民税の問題につきまして若干お尋ねいたしたいと思います。今回の税法の改正点の主要なものは、所得税の減税に伴う住民税対策とでもいふべきものでありまして、第一課税方式の場合におきましては問題がないと思つておられます。第二、第三課税方式の場合におきましては、各市町村の課税方式がまちまちであるわけです、一応準拠税率というものがあつて、これだけを法律の改正の中で直しておこう、こういふようなことだと思つておられますが、一番問題に

なりましますのは、第二、あるいは第三課税方式の場合における現実の市町村の課税方式がどうなるかというところ、問題の最後のところはしぼられてくるのではないかと思つておられます。そこでまずこの準拠税率が現在どのくらい採用されているか、どうもあまり芳しくないようでありまして、もう一つ自治庁側は今日までどういふふうな御指導をされたか、その点から一つ伺いたいと思つておられます。

○後藤田政府委員 御承知の通りに、この準拠税率は、昭和三十三年に、従来よりも課税方式が違つておるといふ意味合いから、この準拠税率の制度が設けられたのであります。その後の採用状況を見ますと、準拠税率をそのまま採用している市町村が二七％、それからこの準拠税率設定後に、住民税の軽減の措置をこの準拠税率に從つて——そのままでございませぬけれども、実施いたした市町村が四五％、従つて全体の七二％は準拠税率設定の線に沿つてこれに対応する措置をとつておられます。

○加藤(補)委員 それは三十二年度で、後藤田政府委員 現在です。三十四年度です。

○安井委員 大体におきまして、一口に言つてしまへば超過課税が行なわれている。超過課税という言葉は、準拠税率です。超えたらないかもしれませぬが、準拠税率をオーバーした課税がきつて多いというわけでは、準拠税率というものができたことによつて、幾らかは改善された、そういうふうなことに結論的に今のお答へがなるのでは

ないかと思つておられますが、それでは現実には、市町村民税の方はむしろ引き上げになるというふうな状態に陥るわけでありまして、従つてこの税額からの扶養控除の問題というものは非常に重要だと思つておられます。ことに所得税の減取の方向は、扶養親族の引き上げによる減取の方がたしか大きかつたはずで、ですから扶養親族の税控除というものはオプシヨン二、三のただし書きに際しては、ぜひともこれは各市町村が実施してもらわなければならぬと思つておられます。現在は扶養控除は一体どういふふうな状態で実施されておられますか、その状況をお知らせいただきたいと思つておられます。

○後藤田政府委員 今回のこの地方税法の改正法案が成立をいたしますれば、私どももいたしましては、従来準拠税率をそのまま採用いたしておりました市町村については、新しい準拠税率をそのまま採用していただく。それから準拠税率をこえて課税をいたしておる市町村につきましては、まず準拠税率に置き直して、それで所得控除額を新しい準拠税率ではじき直しまして、その差額分だけを新しい改正法に依つて減税をしていただく。そういう指導をいたしたい。なお第二課税方式、第三課税方式のただし書きの場合には、いわゆる扶養親族の数に応ずる税額控除が条例できめられることになつておりますので、その税額控除の額の引き上げにつきましては、所得税の減税、いわゆる扶養控除額の引き上げ分が相当でございますが、この引き上げの割合に応じて税額控除の割合を引き上げることによつて減税をしていただく、かような指導をするつもりであります。

○安井委員 今扶養控除の問題についてもお話が出たわけでありまして、オプシヨン・スリーのただし書きの場合には、むしろこれは黙つておくべき税金が上がるのです。つまり課税総所得金額から所得税額を引くのですから、所得税が当然引き下げになつておるとすれば、市町村民税の方はむしろ引き上げ

ば、市町村民税の方はむしろ引き上げになるというふうな状態に陥るわけでありまして、従つてこの税額からの扶養控除の問題というものは非常に重要だと思つておられます。ことに所得税の減取の方向は、扶養親族の引き上げによる減取の方がたしか大きかつたはずで、ですから扶養親族の税控除というものはオプシヨン二、三のただし書きに際しては、ぜひともこれは各市町村が実施してもらわなければならぬと思つておられます。現在は扶養控除は一体どういふふうな状態で実施されておられますか、その状況をお知らせいただきたいと思つておられます。

○後藤田政府委員 現在の扶養の税額控除は、標準団体で三百円見当になつておられます。

○安井委員 そこで今度の所得税の扶養控除引き上げが住民税にどういふふうな姿で現われるかというところを具体的に金額で、これを一つひな形としてお示しになる必要があるのではないかと、そういうふうな中から市町村が完全に実施できる態勢というものが整つてくるのではないかと思つておられますが、それについての御配慮はどうでしようか。

○後藤田政府委員 私どももいたしましては、この第三課税方式はもとよりでございますが、市町村での今度の減税措置に伴う細部の計算方式まで示した通達を出すつもりでございます。御質問の点は、要するに第三課税方式の場合には、いわゆる可処分所得を課税標準にしておきますから、所得税が減税になつたので課税標準が高くなる。従つて税金がかへつて重くなるはずで、かといふところから出しておるよう

でございますが、理論的には確かにおっしゃる通りでございます。しかし、ここでまず第三課税方式の場合にも、本文とただし書きは別して考えなければならぬと思ひます。本文の場合には、税率そのものでそれらを含めて調整を考へておきますし、また同時に、根幹で大きく扶養控除額が引き上げられておられますので、課税標準額そのものも大きく減つておきますので、御心配のような点は本文に關する限りは全然ございません。問題はただし書きの場合でございます。ただし書きの場合、総所得金額から基礎控除を引き、それから所得税額を引いた額を課税標準額としておきますので、所得税減税の際の扶養控除額が課税標準額に影響をいたしてこない。そこで税金額が高くなりませぬか、こういうことにならうかと思ひますが、この場合にも、まず私どもとしては基礎税率を引き下げておるといふこと、さらにもう一つは、ただし書き採用市町村は、第二にしろ第三にしろ、いずれも扶養親族の数に應ずる税額控除によつて調整をとつておるわけでございますので、その税額控除分について、先ほど申しましたように所得税における扶養控除の引き上げの率に應じた税額の引き上げを指導することにいたしてありますので、減税額は確かに高所得者にならばなるほど減してくることは事実でございますけれども、御心配になるようなことは私どもとしてはないといふように考へております。

○安井委員 標準団体の場合の扶養控除額三百円とさつきおっしゃつたのですが、それは今度の場合は幾らにふえ

たらよろしいのでしよう。計算はできたりませうか。

○後藤田政府委員 先ほど私三百円と申しましたが誤りのようでございませう。三百五十円でございます。従つて減税後は私どもとしては五百円の計算にいたしておきます。

○安井委員 いずれにいたしまして、今回はこの法律の改正だけでは、各市町村の税金が下がるという保証は何らないわけですね、つまり基礎率なるものの強制力は全然ないのですから。また第一課税方式の場合には法律の改正も何もなく当然下がるのですから。従つて、この法律の改正といふものは、住民税の減税には全く、極端なことを言えば無関係だとさえ極言してもいいわけですね。従つて一番大事なことは、これを一つのこととして自治庁が十分の御指導をされるということに詰まるわけですね。だから今回の場合には、政府の方針として、所得税の減税が必ず住民税にそのまま現れるような措置を積極的に講ずることを期待するといふことを強く御指導いただかなければならぬと思ひます。そこでそれの補てんという形で交付税で若干穴埋めになったり、あるいはまた例の三十億円があるわけでありまして、これに對照措置を講じなかつた市町村に對して、何か特別な配慮をされるかといふふうなお考えはありますか。

○石原國務大臣 今いろいろ考へておるのでありますが、一応考へられる措置としては、特別交付税の配分の際とか、あるいは今度の臨時地方特別交付金等は、減税しない団体がかかりにあるとすれば、そういうところに配分する必要があると思ひます。極力勸奨をいたしますとともに、今のような方法でまた物質的にも調整をはかつていきたい、かように考へます。

○安井委員 その点十分御配慮を願ひたいと思ひます。次に、今回の減税は、この前の委員会のときに私申し上げたのですが、昭和三十四年度の所得税の減税の姿において百二十二億という金額も出たし、今回の法改正の基礎も現われてきたのだと思つておられますが、昭和三十五年におきましては、所得税は十二カ月の徴収で十二カ月の減税の姿が現われるわけでありまして、そういうことになりまして、来年度もまた少し法律をいじくらなければならぬというふうなことにもなるわけでありまして、その点どういふふうにお考えがいつておられるでしょうか。

○後藤田政府委員 私どもの今回の減税の税率のきめ方その他は平年度の率のきめ方をいたしておられます。従つて来年度また改正をしなければならぬといふことにはないと思ひます。

○安井委員 額も少ないですからそういう問題はないにいたしましたけれども、話とはこまかくなりますけれども、オプションの場合は当然現われてくるわけですね。ですからオプション二、三の場合とはバランスが幾らかくずれてくると思ひますので、その点も御検討願ひたいと思つておられます。

そこで市町村民税についての、今の政府案では全然触れておられないところの残された大きな問題は、所得割における課税方式の統一の問題だと思ひます。第一課税方式でやる場合と第二課税方式のただし書きの場合でやります場合とは、住民の負担に非常に大きな差が出てくるわけですね。たとえば全農の農家、平均六人家族で生計費が三十二万円くらいだといふふうな統計が示しておりますけれども、課税最低限度は九万円くらいで下がつていく実情のようでありまして、そういうふうな下層の人に相当過酷に税がいくといふ現実の姿もありませんと、各市町村間における住民税がきつめて大きく差ができていくわけでありまして、第二課税方式、第三課税方式の場合には、極端なことをいへば、幾ら課税してもかまわぬといふ方法で課税してもかまわぬといふ方法で課税すべしという見取れるわけでありまして、この問題につきましては、税制調査会の方でも、自治庁はお出しになつていろいろ御検討されているのであります。その点については、第一課税方式の方向に行くという見方が強いのか、一番税金がたぐさん出るところの第二課税方式のただし書きの方向に行くというのか、それらの大まかな考え方あるいは傾向といひますか、そういうことについてお伺ひしたいと思ひます。

○後藤田政府委員 御指摘の通りに、住民税の課税方式の差によつて住民負担が非常に不均衡になつておられます。これは極端な例をいへば無限大——と申しますのは、第一課税方式であれば所得税額が課税標準ですから、所得税の欠格者は住民税を納めなくていい。ところが第二課税のただし書きなり第三課税のただし書きになれば、現在第二課税の場合のただし書きでございますと五二・二％、第三課税のただし書きの場合であれば五六・八％といふものは所得税の控除欠格者が住民税を納めておるといふような実情でございます。また所得税を納めておる者についても負担の不均衡がある面から、課税方式を統一したらどうかという議論が当然あるわけでございます。またもう一つは、この課税方式の統一の問題については、国税の影響を直接受けるという現在の住民税の課税方式について何らかの考え方はないのかといふこと、この二つの面から住民税の課税方式の統一問題が論議せられております。

そこで、しばらくはこういう方向でこれを合理化するからという問題でございますが、御承知の通り、昨年でしたかの地方制度調査会の結論は、第二課税方式のただし書きの方向で検討したらどうか、こういう御意見、臨時税制懇談会は合理化をしたらどうかといふこととで、どちらも、どういふやり方でやれといふことはたしか書いてないやうに思ひます。現在の総理府に置かれております税制調査会の御意見はまだそこまで至つておりません。私どもとしては、第一課税方式にするのがいいか、第二課税のただし書きにするのがいいか、それとも別個の観点から課税標準を作つていくといふのがいいのか、また結論を実は出しておられます。ただこの問題は、要するに先回の当委員会でも私がお答えいたしましたように、要は貧窮団体に対する財源をどうして埋めてやるかといふこの問題を解決せぬ限りは、単に形式的に統一したとしても、住民負担の不均衡といふものは依然として残る。従つて私どもとしては、国と地方の税源配分の過程の中において、この問題をぜひ解決

していただきたい、かように考えておるの  
でございます。

○安井委員 今の御意見の中で、きわ  
めて慎重にこの問題に取り組みようとし  
ておりますその御意図はよくわかるわ  
けであります、第一課税方式に統一  
してしまえば、それこそ貧弱な市町村  
は全然税金がなくなってしまうし、第  
二課税ただし書きの方へいってしまえ  
ば、採用市町村の数が少ないが、非  
常に多くの人たちの市町村民税がぐん  
と上がってしまう。そういうふうな結  
果になるわけでありましょう、一つ  
この点十分に御検討を今後とも願いた  
いと思っております。

そこで今のお話の中にも前年度の所  
得税との関連についてちょっとお触れ  
になっておりますが、所得税法の適用  
の中におきまして、いろいろ小さな矛  
盾が出て参りまして、これが住民税  
の段階にきますと、非常に拡大されて  
現われてくるわけです。その矛盾の拡  
大という問題がずいぶんたくさんある  
わけで、たとえば青色申告と白色申告  
とが所得税の中での異なった取り扱  
いをする。特に専従者控除といったよ  
うな問題が住民税の中に非常に大きく矛  
盾の姿になって現われてくるわけであ  
りますが、何かこれも住民税という立  
場から簡単に訂正ができるのか、その  
他便宜的な方法というものを御検討に  
なつたことがないかどうか、これはど  
うでしょう。

○後藤田政府委員 御承知の通りに、  
現在の住民税が所得税に乗つてお  
ります関係上、御質問の青色申告の問  
題であるとかあるいは専従者控除の問  
題であるとかいったような制度が所得  
税法上とられますと、直ちにそれが住

民税にはね返ってくるというよりな問  
題は、私どもとしては十分検討してお  
ります。ただそれでは全然影響のない  
ように直ちにこれをやるかという問題  
になりますと、ただいま申しました住  
民税の課税方式そのものをどうするか  
という問題になるわけでございます、  
統一という問題は、やはり御指摘のよ  
うな点を含めて私どもとしては検討  
をして参りたい、また現に検討はいた  
しておるわけでございます。

○安井委員 地方税法の規定の中に、  
たしかかそういつたようないろいろ  
な——これは今法律による矛盾ですけ  
れども、しかしこれ以外にも、税務署  
側においての査定の見違いというよう  
なことも当然あり得るわけです。そう  
いうものの訂正を市町村民税を賦課す  
る場合に市町村長がいたそうといいた  
し、まして、その場合においては、たし  
か法律はその結果を税務署長に報告を  
するとか了解を求めるとかなんとかい  
う規定があつたかと思つて、これは  
調べればわかりますけれども、その規  
定だけでも除けば、割合気楽にその矛  
盾の補正——今の青申告と白申告との関係  
の問題になると問題は別かもしれませ  
んが、税務署における若干の誤差を直  
すというくらい簡単にやれるような方  
向が出てきてほしいと思つて、  
その点いかがでしょう。

○後藤田政府委員 現在税法の三百十  
五条で、そういう関係の規定ござい  
ます。ただ御指摘のような場合に、現  
在の住民税が所得税に乗つてお  
りますので、税務署の方の計算が間違  
つておれば、これは当然直してもらわ  
なければなりませんけれども、納税者の

立場に立てば、同じ所得の計算なんか  
について、国と地方で違つていうよう  
なことではこれまた納税者の立場では  
納得できないというふうなこともあ  
るかと思つて、そういう点につ  
いては国税当局と市町村との連絡  
によって、納税者の納得のいくやり方  
でやる必要がある、かように考えて  
おります。

○安井委員 税務署よりも市町村役場  
の人が実は市町村の住民のふところ工  
合はよくわかるわけです。ですから税  
務署の方の見違いといふことはわか  
るわけです。ところが、それが見違いだ  
といふことがわかりました、それを  
住民税の場合に訂正するとなれば、こ  
れまた税務署に話を持つていって大へ  
んな手続になる。そういうことになる  
と、所得税までが毎年のやつが間違  
たといふので追加がくる。そういうこ  
とになりますと、やはり市町村長の立  
場とすれば、なかなか手がかけにくい  
といふふうなことではないかと思つて  
います。その点これは税務署と変わつて  
いかなるでたためをやつてもかまわな  
いといふことでは決してないわけであ  
りますけれども、何かそういつたところ  
に便宜的な措置ができないものかとい  
うことを考えるわけでありまして、  
市町村民税ばかりやつておられます  
と時間がかかりますので、これは一つ  
十分御検討願つておきたいと思つて  
います。

○後藤田政府委員 確かに理論的には、  
現在所得税がとつておりますよりな手  
算課税方式といふか、当年課税の  
方式が考えられます。ただ私どもとし  
て、一体なぜ住民税について確定課税  
の方式をとつておるかと思つて、  
まず当年課税の方式にしますと、いわ  
ゆる予定申告納税制度の採用が必要に  
なつてくるわけですが、これが徴税事  
務の上で非常に複雑になりはしないか  
という、徴税技術上の問題が一つであ  
ります。もう一つは、所得税と同様の所  
得を課税の基礎としておられますので、  
所得税の計算による所得と同一でな  
ければならない。そうなりますと、所得税  
の計算における所得の確定が、御承知の  
通りたしか三月十五日です。そうしま  
すと、それを基礎にして住民税の方も確  
定していくといふことになる、これ  
また徴税事務上非常に支障を来たすの

があつたようにも記憶いたしております  
が、技術的な問題はあつたかと思  
つて、当年所得を課税標準として  
賦課するといふ方向が合理的でないか  
と私は思つておられます。たとえば農業  
の場合でも、豊凶の差がきわめて明ら  
かに現れておられます。あるいはまた今  
度は貿易自由化の問題も出て参ります  
けれども、中小企業も大へん苦しい立  
場にも追い込まれるといふことで、所得  
の変動が大きく現われるといふことも  
考えられると思つて、国会議員で  
も、落選した前年度の所得が中心に  
なつてごつそり住民税がきて手をあげ  
たといふ話も聞くわけでありまして、  
当年の所得を中心としての課税方式  
といふものをお考えになつたことはな  
いでしょうか、その点について一つ伺  
います。

○後藤田政府委員 確かに理論的には、  
現在所得税がとつておりますよりな手  
算課税方式といふか、当年課税の  
方式が考えられます。ただ私どもとし  
て、一体なぜ住民税について確定課税  
の方式をとつておるかと思つて、  
まず当年課税の方式にしますと、いわ  
ゆる予定申告納税制度の採用が必要に  
なつてくるわけですが、これが徴税事  
務の上で非常に複雑になりはしないか  
という、徴税技術上の問題が一つであ  
ります。もう一つは、所得税と同様の所  
得を課税の基礎としておられますので、  
所得税の計算による所得と同一でな  
ければならない。そうなりますと、所得税  
の計算における所得の確定が、御承知の  
通りたしか三月十五日です。そうしま  
すと、それを基礎にして住民税の方も確  
定していくといふことになる、これ  
また徴税事務上非常に支障を来たすの

ではなかつたかといふこと、さらにま  
た、それじゃ所得を市町村当局で国税  
当局と別にはじくといふことになる、  
それも一つの手法ではございまして、  
その場合に、今度は納税者の立場に立  
てば、課税権者が違ふことによつて同  
一所得についての金額が違ふといふこ  
とでは、これもまた納税者の理解と納得  
を得がたい、こういう面があるわけ  
でございます。さらにもう一つは、地方税  
の場合は国税と違ひまして、しばしば  
移動した場合に、課税権の属属の問題  
をめぐつて徴税上非常に複雑な問題が  
出てくる。こういうふうないろいろな  
面を考へて、現在は確定課税の方式を  
とつておるのでございます。ただ御指  
摘のように、私はやはり理論的には当  
年課税の方式が当然考えられるとい  
ふ点も、気持の上では持つております  
ので、これらの点についても、私は、住  
民税の課税の方式を考える場合に、あ  
わせて検討を加えていきたい、かように  
考えております。

○安井委員 いろいろ問題はあつたと思  
つて、ことにこの場合、私は徴税技  
術の面における問題点が一番大きい  
ではないかと思つて、しかしながら  
、税金を払ふ金は、ことしもうけた  
金で払ふのですから、去年の所得をこ  
としもうけた金で払ふといふこと自  
体、どう考えましても筋が通らないわ  
けです。去年はりつぱにやつていたの  
だけども、急に火事にあつてみんな  
焼けちゃつたとか、そういう場合は、特  
例はあるにいたしましても、所得の変  
動といふものは、高度に進んだ資本主  
義社会の中においては予想されること  
であります。だから、若干の徴税技術  
の問題はあつても、それによつて得ら

れる実益というものが大きければ、これはやはり踏み切りを待たないのではなからぬか。所得税においても、年末調整というより方法があるわけであり、一応前年度の所得を中心にして、概制的な課税総所得金額をきめて、それで賦課徴収が行なわれて、年度の末に調整をする。そういうようなことも、手間はかかるかもしれないけれども、それによつての実益というものをよく考えれば、これは踏み切つてもいいことではないかと思つておきます。その点一そう御検討を願つておきたいと思つておきます。

次に事業税についてお尋ねしたいと思つておきます。今度の改正法案では、被災たなおろし資産の損失の問題だけお触れになっておまして、根本的な問題はそのままになっておるのであります。今日の段階におきまして、零細業者から、個人事業税をやめてもらいたいといったような、そういう期待がきつめて強いのは御承知の通りだと思つておきます。何といひましても、所得税が基礎になつて、住民税個人割りなりもしくは個人事業税になつてくるといふふうな、二重の課税になるといふ点において疑問が感ぜられるのだと思つておきますが、今日までこれの基礎控除が年々引き上げられて、現在二十万円くらいまできておるわけでありまして、私どもとしましては、これをさらに三十万円くらいまで引き上げるべきではないか。またこれとの関連において、法人事業税についても、最低税率の引き下げといったような方向をとるべきではないか、このように考へておるわけでございます。

が、政府のお考えを伺いたいと思つておきます。○後藤田政府委員 事業税につきましては、御承知の通り三十四年度に、個人事業税は基礎控除を十二万円から二十万円に引き上げて、これによる年度の減税額は七十億であります。また法人事業税については、従来三段階の区分であつたのを四段階にする、そして最低税率の適用区分を引き上げることによつて減税をする、税率も引き下げたといふことで、たしかこれの減税額は三十億であつたと思つておきます。そこで、これ以上個人事業税なり法人事業税を軽減したらどうか、こういう御意見でございますが、私どもとしては、検討することは十分検討しなればならぬと思つておきますけれども、御指摘の個人事業税について、三十万円に基礎控除を引き上げた場合の減税額は五十億圓になります。その過半はなくなつてしまふという問題が出てくるわけでございます。またこの個人事業税と国税における所得税等との戦前、戦後の比較を見ましても、個人事業税は、平均所得者について見ますれば、大体戦前の三分の一程度に軽減になつておるわけでございます。そういうふうなことを考へ、またこの事業税というものが、さなきだに非常に税源の乏しい府県の税収入の実は五〇近くをこの税で占めておるわけでございます。そういうふうな意味合いから、この個人事業税なり法人事業税の減税については、中小の企業者、事業者等の税負担を軽減するといふ趣旨で、十分検討しなければならぬと思つておきます。一方府県の現在の財源

の状況から見て、私どもとしては慎重な態度で臨まなければならぬと思つておきます。従つて、十分御意見の御趣旨も考へて検討いたしますけれども、今直ちにこれを減税するといふことに、私どもとしては踏み切るだけの覚悟がないのでございまして、その点ぜひ御了承を願ひたいと思つておきます。○安井委員 基礎控除は、個人事業税の場合に三十万円まで引き上げようといふことは、将来個人事業税はゆるゆるなだといふくらいの前提に立つての言い方でありまして、現在企業課税という問題についての検討が、政府内でも進んでおるやうでありますけれども、今後に残されたきつめて重大な問題だと思つておきます。都道府県の収入財源を確保するといふことと、特に零細業者の利益をはかることと、これは、これは非常に大事なことだと思つておきます。ことに貿易自由化がどんな形で現われてくるかわかりませんが、それと、おそろく零細な業者は置き去りになるというふうな姿で、非常に困難な状態に追い込まれるのではないかと、これが予想されるのでないかといふことが予想されるのでありまして、特にこの点の御検討を願つておきたいと思つておきます。

はつきり言明もされておるわけですが、これは、自治庁長官はおわかりになつても、おれは知らぬといふことにはならぬのではないかと思つておきます。ところが、今度の税法の改正案の中には、一言もこの問題についてお触れになつていないわけでありまして、この金額がどうのこうのといふ問題もありませんけれども、やはり一たんお約束になつたことは確実におやりになるやうに、政府側のこれについてのほつきりした態度をお伺ひたいと思つておきます。

次に遊興飲食税についてであります。この遊興飲食税を、ことに普通飲食の場合免税点の三百円を五百円に引き上げる、宿泊料について八百円を千円以下に引き上げる。この問題は、この委員会に提起されても久しいわけでありまして、参議院の地方行政委員会もそうでありまして、歩調をそろえて附帯決議をつけられましたり、こゝに参議院におきましては、青木前園務大臣が、来年度はやるというふうな

○石原国務大臣 遊興飲食税の問題について御質疑があつたのであります。これは今お話しになりましたやうに、当委員会においても、だいたひ長く論議されてきておる問題でありまして、普通の状態でありましたならば、三十五年度においてある程度考へねばならない問題であつたかと思つておられますが、御承知のやうに昨年突如として伊勢湾台風が起こりまして、結果は考へておりました以上に非常な被害甚大なものであつたわけですから、この対策——国土保全対策あるいは災害対策のために、三十五年度予算は、国税におきましては、一切の減税を見送つて、根本的な対策を立てるというやうな方針も決定し、さうな方向で進んでおるのであります。そこで地方税の問題につきましても、地方負担というものは、これは相当莫大なものになるのであります。公約に基づく住民税の減税についても、あれだけの論議をし、約三十億の補てんをしてもらつて、初めて住民税の問題も粗上に乗せ得たという状態でございますので、この問題はさらに各党の機関等におい

てもいろいろ検討しておるやうでありまして、ただいまのところでは、地方税については、公約に基づいて住民税以外は一応見送らなければならぬのではないかと、さういふ考へ方でも進んでおる次第であります。事情の変化といふことで、前長官の意向を無視するといふわけはございしません。個人はかわつても長官といふものは同じであります。どうか事情の変化といふことで一応御了承を得たい、かやうに思つておきます。

○安井委員 事情が激変したといふことと、伊勢湾台風といふことが、税金の問題の一つの逃げ口上になつておることは、私どもも耳にタコができるほど実は聞いておるわけでありまして、しかし、今のお話の中でどうも私、ふに落ちないのは、公約に基づく住民税の減税はやつたと言われる。しかしながら困務大臣である長官が、権威のある国会の委員会において来年やりますと言つた、これは公約じゃないのですか。

○石原国務大臣 住民税の減税は所得税の減税に伴うものでありまして、所得税その他七百億減税といふのは、政権を担つておりました自由民主党が、党の最大公約の一つとしてやつたものでありまして、すでに所得税の方は三十四年度でも減税しておるのであります。そういう関係で、その一環として当然やらなければならぬ問題と私ども考へておるのであります。その他ものにつきますのは、今遊興飲食税を御指摘になりましたけれども、遊興飲食税一つじゃないのでありまして、電気ガス税であるとか、あるいは飲産税であるとか、固定資産税であるとか、



数個のものがあるのであります。これは当委員会あるいは参議院の委員会等でいろいろ検討されておる問題ではありますけれども、所得税、住民税の七百億減税の問題とはこれはちよつと筋が違ふのじゃないか、かように私は考へておきます。

○加賀田委員 関連して、今遊興飲食税の問題で、大臣は、伊勢湾台風等で必要財源がふえたので云々ということをおっしゃいましたが、実はこの遊興飲食税の問題は、昨年突如として起つた問題ではなくして、長年にわたつたこの問題は論議されているわけでありまして、従つて昨年なぜ減税をしなかつたかといふと、公給徴収書の問題が付随的に出てくるので、自民党内では調整が困難だから一年待つてほしい、一年間その問題については何とか党内の意見の調整をはかつて来年度はぜひやりたいということ、社会党も一年間しんぼうしようということ、ことごときたわけでありまして、従つてその減税をしようとするときには、衆参の地方行政委員会においても附帯決議が出されて、満場一致でこれが決定されておるし、大臣もその趣旨によつて来年度ぜひやる、こういうことだったので、ことしから行なうという意味ではなくて、昨年すでに行なうという意思があつたわけですが、昨年はそういう与党の党内事情ということを中心になつてこれは見送られたわけですから、従つて、これは単なる財源が必要だからということだけではなく、もつと他に根本的な理由があるのではないかと私は思ふので、従つてそういうことで、もつと明確に、この遊興飲食税を担当される方々の了解の

いくような御答弁を願ひたいと思ふので、もし今年度そういう災害でできなかつたというなら、来年度やるか、やはり納得のいく答弁をしていただくなければ、これを担当されている方々は実際は困ると思ふので。

それからもう一点、関連すからついでに申し上げますが、実は府県税であります。二、三年来温泉地帯を中心として遊興飲食税の一部を市町税というか、財源の中に回してもらいたいという運動がなされておられます。たとえば熱海等におきましては、道庁その他公衆衛生に対して市は相当財源を出しておる。しかしその中で遊興飲食税というものは全部県に取られてしまつておる。こういうことで遊興飲食税の一部で、市のいわゆる他から参りますお客さんへのサービス行政を強化するという意味においても、財源措置をしてもらいたいという要求があつたわけですから、この点に対して長官としてはどういう工合にお考えになるか、一つ御説明願ひたいと思ひます。

○石原国務大臣 減税の問題であります。先ほど、住民税は国で所得税の減税が行なわれたから当然のことであると申し上げたのであります。もう一点補足しますと、先ほど来御議論になりました課税方式が幾つもあるものであります。第一課税方式によりますと、これは当然減つてきておるのであります。そこで第二あるいは第三課税方式をとつておるものとの間では非常な開きができるので、そういう不均衡を直さなければならぬという意味でも、この住民税の減税の方はどうしても行なわなければならぬと思ひます。

それから遊興飲食税その他の問題につきましても、ここまで申し上げるのはどうかと思ふのであります。けれども、御納得のいく意味において申し上げますが、委員会においていろいろ論議され、ことに参議院の委員会においては救回にわたつて決議までされておられますものが約五、六種目あります。これを全部行なうということになりましたらば六、七十億くらいになるのじゃないかと私は思ふのであります。そこでこれは一連の決議の問題になつておりました。これを一つ減税し、これは見送るとかいうようなことはなかなかむずかしいと思ひます。全体が納得いくことになりなればならぬということも行なわれたいと思ひますけれども、取捨選択が非常にむずかしいということ、この際六、七十億の減税を行なうということは容易なことではない。地方財政の現状を十分御認識いただいた上で、お考えの御答へにさせていただきます。御答へ願ひますが、そういう意味でわれわれも非常に心苦しいところはあるのでありますけれども、逃げ言葉ではございませんが、伊勢湾台風その他によつて、地方をあげての集中的な予算が編成されておられるので、一応がまんをしていただきたい、かように思ふ次第であります。

○加賀田委員 これは所得税の問題ではなくて、遊興飲食税を、熱海市等温泉地帯において一部市税の方に財源として回してもらいたいという要求があるわけですから、これを自治庁としてどうお考えになつて、どう対処されるかというところをお伺ひしておるわけですが、党としてはそういうことは明らかな意思表示をしていないわけですが、しかし

年々そういう要求が増加しておるのには明らかでありますから、この際自治庁としてお考えを伺ひたい。

○後藤田政府委員 御質問のうちに、確かに観光都市等から、遊興飲食税を市町村税にもらいたいという御要望があることは承知をいたしておられます。が、御承知の通り、そういう温泉地帯等には、市町村税としては例の入湯税を目的税として市町村に賦与しておるわけですが、そういうようなことも考へ、またこの問題は何分にも地方団体相互の間の税源配分の問題でございませぬので、おしかりを受けるかもしれません。が、税制調査会等の審議の状況ともならみ合わせて十分検討はいたしましたと思ひますが、何分にも府県と市町村間の税源配分の場合には、現在府県は非常に独立税源が少なく、御承知の通り三〇〇程度なんです。そういうような意味合いから、遊興飲食税を市町村にもらいたいという御意見に対しては、よく御趣旨はわかりましたけれども、今直ちに賛成はいたしかねる、こういうのが私の考えでございます。

○安井委員 今の遊興飲食税の問題については、特に私どもは問題にしないけれども、やはり公の場での御発言だということ。私記憶力が悪い方ですが、この間のILOの問題についての加賀田委員と大臣とのやりとりも、今度これだけ覚えておるのではありませんか、あのときは、新聞記者には言つたかも知れないけれども、この公の場所ではつきりしたことは申し上げかねますと、大臣はたしかそういう御答弁をされておるはずですが、やはり石原国務大臣もこれを公の場所とお考えになつておると思ふのですが、そ

ういふ場合には、遊興飲食税とどうかと思ひますけれども、名前も確かに悪いと思ふので、遊興というやうな字がついておる。しかし実態を検討してみますと、必ずしも遊興税ではなしに、むしろ大衆の零細な飲食等にも課税されておるという実態に対する認識は私は十分持つておるつもりであります。でありますから、いわゆる飲食の免税点を三百円を四百円なり五百円なりに上げるといふことは悪い方向じゃない。しかし、世間に与える影響というものは必ずしもいい感じを与えていないというやうなこともありまして、そこで国土保全、災害対策を中心としておるやうなやうな予算編成にあつて、またあれだけ地方財政の苦衷を訴へて、予算編成がおくれるまでの騒ぎをして三十五年度予算が編成されたあとにおきまして、六十億も七十億もの大きな穴があくことを平然として行なうということになれば、地方財政について今まで論議されておつたことは一体何だということになるのじゃない

○石原国務大臣 私は、遊興飲食税といふものは、ここまで言うのもどうかと思ひますけれども、名前も確かに悪いと思ふので、遊興というやうな字がついておる。しかし実態を検討してみますと、必ずしも遊興税ではなしに、むしろ大衆の零細な飲食等にも課税されておるという実態に対する認識は私は十分持つておるつもりであります。でありますから、いわゆる飲食の免税点を三百円を四百円なり五百円なりに上げるといふことは悪い方向じゃない。しかし、世間に与える影響というものは必ずしもいい感じを与えていないというやうなこともありまして、そこで国土保全、災害対策を中心としておるやうなやうな予算編成にあつて、またあれだけ地方財政の苦衷を訴へて、予算編成がおくれるまでの騒ぎをして三十五年度予算が編成されたあとにおきまして、六十億も七十億もの大きな穴があくことを平然として行なうということになれば、地方財政について今まで論議されておつたことは一体何だということになるのじゃない

九

いか、そういう懸念を私は持つておる  
のであります。しかし本質において  
は、私はやはり大衆課税の軽減である  
という実態の認識は十分持つておるつ  
もりでありますから、また前長官の食  
い逃げ放言みたいになつてはいかぬと  
思いますけれども、これはやはりでき  
得る限りそういう方向に努力をしてい  
かなければならぬものであるというこ  
とは私も思つております。

○安井委員 さらにこれは小委員会の  
場合でもいろいろお話が出ると思つて  
けであります。これは飲食税のほん  
とりの食い逃げであるわけで、そうい  
う意味でこれは確かにだれも納得がで  
きないと思つて。ことに私、この遊  
興飲食税の徴収の問題においてもまだ  
まだ方法があるのじゃないか。その徴  
収の問題がうまく解決できれば、遊興  
宿泊の減税の財源くらいは浮いてくる  
のではないかと、そういうことも思つて  
けであります。この問題はかなり長く  
は打ち切りますけれども、一つその財  
源については徴税の問題も十分にお考  
えをいただきたい。そういうところで  
、長い間の宿題でございますので、  
何とかできればことしじゅうに解決で  
きるような方向で御検討をお願いした  
いと思つております。

次に娯楽施設利用税の問題でありま  
すが、特に私もゴルフ場の問題につ  
いてこれをもっと検討すべきではない  
かというふうに言つておるわけであ  
ります。最近におきましてゴルフ場が  
加をいたして参りましたし、利用人員  
がずいぶんふえてきているように思  
うわけでありまして、そういう実態は自

治療におつかみになつておられましょ  
うか、その点一つ伺いたい。  
○後藤田政府委員 ゴルフ場の利用人  
員の調でございまして、三十四年度  
が三百二十二万一千人、これに對し  
まして三十五年度の見込み人員が四百  
八万七千人というように、相当な増加  
を私の方として見込んでおります。  
○安井委員 施設はどうなつておりま  
すか。

○後藤田政府委員 後刻調べましてお  
答えいたしたいと思います。  
○安井委員 雨後のタケノコのように  
という大げさでありますけれども、  
最近ぐんぐんふえてきていふように私  
ども見るわけでありまして、ところで  
これはその地域の市町村なり県なりに  
おきましては、農地の墾荒がどんど  
進むし、しかもそれほどもで税金収  
上がつてこない、こういふふうなこと  
でいろいろ問題が出ていふように聞  
いているわけでありまして。だから現在  
一回の利用税が二百円でありまして  
、これは五百円くらいまで引き上  
げたところで十分に拒税能力はある  
ものではないかと、私どもは考へるわ  
けでございます。飲食税の場合に、私  
どもは大衆課税というふうな言い方  
をいたしましたけれども、ゴルフはま  
だ大衆化といふところまではこれはい  
つてないと思つて。拒税能力は十分  
あると思つて、やはりこういつた  
ところまでの御配慮があつてよいの  
ではないか、そういうふうに思つて  
あります。いろいろ御検討はされて  
おられましょか。

○後藤田政府委員 ゴルフ場の娯楽施  
設利用税の税率の引き上げについて  
は、御指摘のような御意見が非常に多  
いわけでございます。私どもとしても  
税率の引き上げについては十分検討を  
いたしております。でき得るならば、  
われわれとしてもこういふ増税はいい  
のではなからうかというように実は考  
へております。問題は現在の二百円が  
どうかというところで、これは御承  
知のように、娯楽施設利用税の税率  
が、そういうものは百分の五十になつ  
ておつたのですが、御承知の通り、三  
十二年にビジター・フィーとメンバー・  
フィーの関係で、一体どこまでが利用  
の料金だといふような点が、ビジター  
の方とのかね合ひで非常に厄介な問題  
があつたわけでございます。そこで定  
額課税というところで、当時全国の状態  
を調べた結果、大体四百円くらいであ  
らうというところで、その五〇％の二  
百円、こうきまつておるわけござい  
ます。三十二年の調査でございますが  
、その後の状況の変化等も加味して、  
私どもとしては、かりにこれを引き上  
げる場合には、三十二年以後の実態の  
変化を見た上で金額をきめていき  
い、かように考へております。

○安井委員 なお、ゴルフ場の問題  
は、この利用税だけではなしに、固定  
資産税の問題にもからんでくるわけ  
でございますので、その面からもあわ  
せて一つ伺つてみたいと思つてあり  
ますが、このゴルフ場に対する土地の  
評価はどうなつておりますか。  
○後藤田政府委員 ゴルフ場の固定資  
産の問題かと思つて、固定資産の  
土地の評価は、これは雑種地になる  
わけでございますが、ゴルフ場ができ  
て、ああいうりっぱな施設ができます  
と、当然付近の土地の価格も上がつて  
くるわけでありまして、周辺の土地の値

段の基準によつて現在きめておりま  
す。固定資産については、ゴルフ場の  
芝が大体五年に一回ぐらゐかわるわけ  
ですが、そこでこの芝は償却資産の対  
象にしたらどうかという意見があるわ  
けでございます。これらについても先  
ほどのゴルフ場の娯楽施設利用税とあ  
わせて検討を十分遂げていきたいと思  
つております。  
なお先ほど私、答弁を保留さして  
ただきましたゴルフ施設の敷でござ  
いまして、三十二年の調査しか今のと  
ころわかりませんが、百十七でござ  
いまして。これは昨年、一昨年あたり  
はふえていっていると思つて。  
○安井委員 施設数百十七は、私は敷  
割どころではなしに、倍も、それ以上  
にもなつていふやしないかというふう  
な気がするわけでありまして、農地から  
雑種地になつた場合、現在評価はど  
ぐらゐ上がつておりましたか、一例  
で一つお話し願ひたいわけでございます。  
○後藤田政府委員 現在農地のゴルフ  
場への転用は許可になつてないはず  
でございますが、現在の固定資産税の課  
税標準になつております単価を申し  
ますと、たんぼは反が三万六千六百  
六円でございます。それから畑の場合  
が一万三千五百二十七円、雑種地が  
四万五千三百二十円、雑種地はいろ  
んなものが入つておられますので、雑  
種地については一律には考へられない  
と思つております。

する評価は少し少な過ぎるのではない  
か。これは平均数字でありますから、  
この数字だけを基礎にして議論するの  
はいささかおかしいかもしれません  
けれども、結論的には、ゴルフ場の  
問題について税の面からも、一方にお  
いて大衆課税がどんどん強化されて  
いる際でありまして、もう少し特別な  
御配慮が必要ではないかと思つて  
おります。お尋ねをしておるわけであ  
りますが、休閑地や芝などに対する  
償却資産として考へられないかとい  
う御検討も進んでいふやうであり  
ますが、これはぜひ真剣になつて  
お進めをいたさなければいけない  
と思つて。関係の市町村などへ行  
きますと、いつもゴルフ場につ  
いてのことは話ばかり私ども  
聞いているわけでありまして。だから  
利用税の一部を市町村税にもくれ  
ないかといったような意見も出て  
おります。それというの、ゴルフ場  
に対する固定資産税の評価という  
ものが、そこに住んでおられます  
住民の目から見ると、めつたり合  
いなものになつていふやうな現  
実からきていふものかと思つて  
います。そういう意味で、もし固  
定の評価がどうしてもできない  
ならば、ゴルフ場だけの税率を、  
今の制限税率二・一を七％ぐ  
らゐまでぐんと引き上げたらど  
うか、そういうふうな考へ方も  
私どももいたしてはいるわけ  
でございます。これは評価その  
ものが動かすことができない  
ならばという前提に立つて  
おるわけでありまして、特に  
この点、今日の段階において十分  
に御検討をお願いしたいと思います。

これは、さらにまた小委員会でも  
お話が出ると思つて、ゴルフ場の  
こととそれくらいにいたしまして、固定

○安井委員 今大まかな平均数字であ  
りますので、実情はよくわからないの  
でありますけれども、三万六千円  
のたんぼが雑種地平均四万五千とい  
うぐらゐでありますれば、ゴルフ場の芝に

○安井委員 今大まかな平均数字であ  
りますので、実情はよくわからないの  
でありますけれども、三万六千円  
のたんぼが雑種地平均四万五千とい  
うぐらゐでありますれば、ゴルフ場の芝に





つつかずに暗いままで放置されてい  
る。都会においてもそういう状態があ  
りますし、いなかに行ってもそういう  
ことがあろうと思ひます。そのよう  
なことからいっても、私はやはり街灯  
という問題は、ごく公共的なものとい  
う性格に考えてもいいんじゃないかと思  
ひます。市町村がこの街灯の料金を  
負担するということの方向は正しい方  
向なのかどうか、あるいは住民に  
負担させた方がいいのか、その自治  
庁はどうかというふうな御指導をされ  
るわけですか。

○奥野政府委員 特別な指導というよ  
うなことはいたしておりませんけれ  
ども、やはりその街灯などの種類によ  
って料金の負担者が変わってきてし  
かるべきではなからうか、かように考  
えておるわけでありませう。

○田中委員 関連して、たゞいま  
の街灯の問題でございませうが、なほ  
ど商店街等におきまして、小売商店の  
振興のためにアーケードを作つたり、  
あるいは街灯を作ること、これは私  
はその商店街自身の繁栄のためにや  
つておるのだと考えておりますが、最近  
におきましては、農村といわず、都市  
の郊外におきまして、街灯がないため  
に、町内会等においてこれを負担をし  
たり、あるいはまた町村役場あるいは  
区役所等からある程度の料金の補助を  
受けまして、そうして町内会がこれを  
支弁している。あるいはまた防犯団体  
等が負担をいたしまして、それぞれ街  
灯の料金を払つておるわけでありませ  
うが、おのずからそこには、やはり防  
犯的立場における公共的の街灯と、商  
店繁栄のための街灯というものは、大  
体において私は常識においてそれが識

別でできるのではないかと考えておりま  
す。ことに農村方面におきまして、  
最近では農村を明るくするために街灯を  
作りたいという気持が非常に多いので  
ありますが、悲しいかな、料金を負担  
する資力がないために、これがそのま  
ま放置されておるという現状でありま  
すので、いわゆる公共的の施設と認め  
られるような街灯につきましては、何  
らか一つ恩典を与えるような措置を講  
ずる必要があるのではないかと。これは  
いろいろ防犯的措置とかさういふ点  
はもちろんでございませうが、町を明る  
くするといふ意味からいひましても、交  
通の事故をなくするといふ意味におき  
ましても、あらゆる事故防止の点から  
も、また一般の住民が安心をして夜で  
も通行ができるというふうな点から見  
ましても、またその土地に不案内な者  
が夜たずねてきて道を探して当てる場合  
におきましても、いろいろの点から、  
公共的の街灯につきましても、相当な  
料金等につきましても、あるいは課税上  
の特別措置を講ずることを特に私は希  
望いたしておく次第であります。

○石原国務大臣 先ほど安井委員並び  
に田中委員からも今お話があつたので  
ありますが、私も電気ガス税に対する考  
え方は、安井委員と大体同じ考えなん  
です。消費税だからとさういふかとい  
つて、いろいろの税の理論から議論して  
おるようでありませうけれども、電気ガス  
税といふものに対しましては、相当私  
も課税方法その他で疑問も持ち、何ら  
かの考えを持って対処していかないけ  
ればならぬのではないかと思つておるの  
であります。また先ほどお話のありま  
したゴルフ税につきましても、実は私  
はこれはある程度増徴したいという気

持でおつたのでありますが、遺憾なが  
ら、ことしは税の問題については、減  
税も考えはあつてもなかなかできにく  
い、増税だけやるのもどうかというよ  
うなことで、一応見送つておるわけ  
でございませうが、地方税制全体に通じ  
まして、相当再検討しなければなら  
ない問題がたゞさんあるということ、私  
も率直に認めておるもので、三十五  
年度に間に合いかねておるというこ  
とは非常に遺憾でありますけれども、今  
後とも事務当局によく話しまして、そ  
ういふ方向で一つ研究を進めてもら  
いたいと思ひます。

○安井委員 私どもも、この電気ガス  
税特に街灯の問題につきましても、い  
ろいろ別な対策も準備をいたしつづつ  
あるわけでございますが、自治庁にお  
いても、これは大事な問題だと思ひま  
すので、十分に一つ御検討をお願いいた  
したいと思います。

最後に消防施設税のことでありませ  
うが、これも社会党側から話が出てい  
る中で、地方制度調査会も取り上げて  
おられるわけでありませうし、自治庁の  
資料の中でも、いつも予算を組む前の  
段階までは資料に載つてきておる  
ものであります。ところが、予算が始まり  
ましたら、いつの間にか姿を消すし、今日  
の段階では、もう形も形もないとい  
ふふうなことであります。また来年の予  
算を組むときにはぼつぼつ出てくるの  
かもしれませんが、飲食税等はまた別  
な見地からこれはこんなことでは困る  
と思つておるわけでありませう。一体  
真剣になつてこの問題についてお考  
えになつておるのか

どうか、その点を一つ最後に何つてお  
きたいと思ひます。

○石原国務大臣 これはずつと従来か  
ら引き継がれて検討されておつて、私  
もたびたび消防施設税はやりたとい  
うようなことをいろいろ言つて参つた  
人でありませうが、実際問題になりま  
すと、いわゆる税で取るのも一つの方  
法であります。それらの会社から  
資金の融通を得て、いろいろな施設を  
やつていくということも方法ではない  
かというところで、最後の段階になり  
まして、同じ効果を上げるなら簡単な  
法でやろうというふうなことで、いつ  
もしり切れトンボになつておるのが率  
直に申し上げて実情であらうと思ひ  
ます。それとも一つ、やはり消  
防施設税自体について、やはり税制の  
上あるいは課税方法その他において、  
若干割り切れないものがいつも残つ  
ておるといふことで、目の目を見ない  
今日に至つておるのが今までの実情  
であらうと思ひます。今度は自治省が  
しでますれば、一体になるわけであ  
りますから、さらにさういふ問題につ  
いては、一そつと検討がしやすくなる  
のではないかと、かように考へてお  
ります。

○安井委員 自治省と別に消防施設  
税とは相互関係があるようにも思われ  
ないのではありませんが、自治省が  
できないという、あるいは消防施設  
税ができないという、さういふ因果  
関係があるものではないかと思ひま  
す。これは昭和三十五年度の地方財政  
計画について、いろいろお聞きいた  
したいこともございませうけれども、  
またの機会にいたしまして、きよは、私  
の質問はこれで終わります。

○中井徳委員 大へんどうもおそ  
くなりまして、皆さん腹を減らして  
おられるんじゃないかと思ひます。恐  
縮だと思ひますが、ちよつと二、三  
点だけお尋ねをこの際いたしておき  
たいと思ひます。

それは昭和三十五年度の地方財政計  
画について、いろいろお聞きいた  
したいこともございませうけれども、  
またの機会にいたしまして、きよは、私  
の質問はこれで終わります。

援会費だとか、何かさういふような  
ことで目に見えない住民の税外負担  
となつて現われているというのが実際  
の姿だと思ひます。さういふような  
意味から、目的税としてのこの税が創  
設されて、地方財源の充実という方向  
にとられるということは、これにより  
まして全国の市町村の建物が守られ、  
住民の安寧がはかられるということに  
なれば、これは自治省を作るよりも  
と重大な効果がこれについて出てく  
るわけではなからうか、さういふこ  
とも思ひます。さういふ意味で  
一つ十分御検討をお願いしたいと思  
ひます。

○中井徳委員 大へんどうもおそ  
くなりまして、皆さん腹を減らして  
おられるんじゃないかと思ひます。恐  
縮だと思ひますが、ちよつと二、三  
点だけお尋ねをこの際いたしておき  
たいと思ひます。

それは昭和三十五年度の地方財政計  
画について、いろいろお聞きいた  
したいこともございませうけれども、  
またの機会にいたしまして、きよは、私  
の質問はこれで終わります。

これは昭和三十五年度の地方財政計  
画について、いろいろお聞きいた  
したいこともございませうけれども、  
またの機会にいたしまして、きよは、私  
の質問はこれで終わります。

これは昭和三十五年度の地方財政計  
画について、いろいろお聞きいた  
したいこともございませうけれども、  
またの機会にいたしまして、きよは、私  
の質問はこれで終わります。

のは、ことしの財政計画を拝見をいたしますと、だいぶ改善の跡は見られますけれども、やはりあとから追っかけておるのではないかと、いろいろ感じが非常にいたします。特に人件費についてでございますが、そういう点について将来のこともありますから、私はこの際何っておきたい、かように思うのであります。

○奥野政府委員 地方財政計画と地方団体の現実の決算とは建前が違っておりますので、食い違いのあることは当然だと思つて、ただ問題は、食い違いはあるが、その食い違いの事情はよくわからない。よくわからないままに食い違つておるので、これはやはり逐次正していかなければならぬ、かように考えておられます。数字上三十三年度の財政計画と決算との食い違いは約二千億円でございます。二千億円でございますが、たとえば歳入で申し上げますと、標準税率、超過課税の分などは計画には入っていないわけでございます。決算にはもとより出ていないわけでございます。それからまた補正予算等が組まれたわけでございますので、国庫支出金におきましてもその関係で相当額食い違いが出てきて参つております。同じことが地方税の自然増収についても言えるのでございます。最も大きく数字が開いて参りますのは、収入面では雑収入の問題でございます。その雑収入の問題で一番大きいのは、ひもつきの預託をいたします場合、たとえば中小企業に貸し付けてもらいたいという意味で銀行に預託をいたします場合には、貸付金として計上するよう指導して参つたわけでありまして、従

いまして、歳入においては貸付金の回収金として上がってくるわけでありまして、そういう分だけでも三百億円をこえておるわけでございます。これは將來地方財政計画を作ります場合に、そういう意味の歳入歳出も地方財政計画に計上した方がいいか悪いか、これは議論としてあつるかと思つて、しかしそういうふうな食い違いの明確なものでは、それでよろしいと思つておるわけですが、食い違いの明確でないものは漸次正していかなければならぬ。そういう意味で今回の財政計画に特に取上げておられますのは、御指摘になりました給与費でございます。三十三年度の七月一日現在で実態調査を行なつたわけでございます。それに基づきまして、給与面については約百億円の是正を行なつておるわけでございます。

○中井委員 私は一千億程度で考えておりましたところが、今のお話ではもつとたくさんあつて二千億程度であるということになります。このことは建前はもちろんです。これは予算じゃないのですから違ひますけれども、戦後十五年、私どもは地方財政計画を立てておるのでありますが、これはいくら何でも少し近づきますようにぜひ私はお願ひをいたしたい。一兆五千億、一兆六千億ということになります。少なくとも千五百億ということになります。この点は一段の努力を私は希望いたします。つきましては、他の委員からもいろいろ意見があつたと思うが、今回大臣のお考えか、自民党の皆さんのお考えかは存じませんが、非常にけっこうなことでありまして、いわゆる税外負担を軽減する。その第一歩としてPTAの経費その他の他についてこれを軽減する。そのた

めは、ことしの財政計画を拝見をいたしますと、だいぶ改善の跡は見られますけれども、やはりあとから追っかけておるのではないかと、いろいろ感じが非常にいたします。特に人件費についてでございますが、そういう点について将来のこともありますから、私はこの際何とおきたい、かように思うのであります。

めは、ことしの財政計画を拝見をいたしますと、だいぶ改善の跡は見られますけれども、やはりあとから追っかけておるのではないかと、いろいろ感じが非常にいたします。特に人件費についてでございますが、そういう点について将来のこともありますから、私はこの際何とおきたい、かように思うのであります。

めは、ことしの財政計画を拝見をいたしますと、だいぶ改善の跡は見られますけれども、やはりあとから追っかけておるのではないかと、いろいろ感じが非常にいたします。特に人件費についてでございますが、そういう点について将来のこともありますから、私はこの際何とおきたい、かように思うのであります。

めは、ことしの財政計画を拝見をいたしますと、だいぶ改善の跡は見られますけれども、やはりあとから追っかけておるのではないかと、いろいろ感じが非常にいたします。特に人件費についてでございますが、そういう点について将来のこともありますから、私はこの際何とおきたい、かように思うのであります。

めは、ことしの財政計画を拝見をいたしますと、だいぶ改善の跡は見られますけれども、やはりあとから追っかけておるのではないかと、いろいろ感じが非常にいたします。特に人件費についてでございますが、そういう点について将来のこともありますから、私はこの際何とおきたい、かように思うのであります。

富裕府県ほど逆に多いくらいでありまして、経費が要るのだからたくさんもらえというところで、富裕府県の方が多いくらいでありますから、そういうところで、これを計上したからといって、それが一挙になくなるというふうなことはなかなか思つて甘い考えではないか、かように思つておるので、何のお見通し等についておつておきたいのでございます。

○奥野政府委員 決算と財政計画との間に二千億の食い違いがある、そのことが特に地方財政の貧困を示しておるといふわけのものではないと思つておる。むしろ地方財政が苦しいものだから寄付金をとつておる。そういうものは計画に上がつておる。そういうことに食い違いが出てくるというところは、食い違いがあるのだというところを御了解いただきたいと思つておる。なお税外負担を解消したいという考え方も、特に地方財政計画上にも九十億を計上しておるわけでございます。この九十億を計上するに、これは、本来増額すべき一般単独事業を抑制したり、あるいは一般行政費を抑制したりして計上しては、また給与費以外の一五％の伸びを見、また給与費以外の一般行政費につきましては、四・八％の伸びを見、さらに九十億円の税外負担の解消に要する財源を計画しているという点は御了解いただきたいと思つておる。零細な負担が、きわめて住民にとりましても不均衡な負担をしいる結果となつておるわけでございますが、それをやめます

と、やはりそれだけのものを市町村の予算に計上しなければならぬことに、なるわけでございます。そういう意味で地方財政計画上の歳出に立っているという方針をとつたわけでございます。同時にそれだけのものは標準財政需要額を計算いたします場合、小学校費、中学校費、消防費というふうなものの中に算入をいたして参ることにいたしました。たとえば申し上げますと、学校の印刷製本費が少くない、あるいは光熱費が少くないので、そういうものまでPTA等におぶさつておるという姿になつておるのが現状でございます。従いまして小学校費や中学校費の、印刷製本費でありましてか光熱水料でありますとかいろいろものについて、従いましてそれだけのものを単位費用の引き上げによつて各市町村に財源を与えてございまして、さらに御承知のよう地方財政法の中に規定を設けまして、特別な経費については市町村に負担を転嫁するようなことをしては、いけないという規定まで設けようと思つておるわけでございます。要するに、地方財政計画と地方交付税制度の改正と地方財政法の改正という三つのかまをもちつて、税外負担の解消に努力をしていきたい、こう考えておるわけでございます。もとよりこの税外負担が私たちが皆無になればよろしい、ただそれだけを考へておるわけはございません。当然だが考へても市町村の予算に計上して支出していかなければならぬ性格のものであるにもかかわらず、一般的に住民に押しつけておるというふうなものを排除したい、かように

な考え方でおるわけでございます。従いまして地方財政法で特にこういふ税外負担の排除という意味で強く取り上げますのは、さしあたりは市町村の職員の給与費の負担転嫁、さらに小学校や中学校の維持修繕費の負担転嫁、これを厳に戒めてもらいたいという精神を強く出すことにしているわけでございませう。あるいは学校の改築の費用、あるいは学校の設備の費用についてまで直ちにそういう措置をとるべきだといふ考え方があるかもしれませんが、地方財政の現状からいいますと、そこまですることは地方財政を行き詰まらせることにもなるのじゃないか、こういふように考えておるわけでございませう。やはり国民の経済力の進展あるいは地方財源の充実状況とにらみ合いながら、税外負担の解消の計画を進めていくべきものである、こういふふうに存じておるわけでございませう。

○中井(徳)委員 奥野君の長講をお聞きしたわけでありまして、二千億違っておつても筋が合つておればいいというのはいか悪いか研究して合わしなさい。私は筋が通つておればいいというの、きよりの答弁にはよろしいですが、今のPTAの問題でも、それならば特に項目を上げて計上しないでも、いわゆる経常費ですから経常費の不足を償えばいい。その点について私は申し上げたのであります。ただし、きよらお尋ねしようと思つたのはそのことではございませぬので、もうこの問題は申しませんが、こういふ財政計画で毎年問題になりますところの地方自治体の経済力の相違の問題、格差の問題——資料によりますと、これ

は昭和三十一年度の実績でございませうが、国税におきましては、東京では一人当たり税負担が三万円、鹿児島では二千三百七十八円、道府県税におきましては、大阪では四千二百三十円が鹿児島では六百二十九円、市町村税におきましては、東京では四千七百六十八円が鹿児島では四百円、こういふふうに十二分の一だとか七分の一だとか三分の一だとかいふことが出ておるわけであります。これを調節する方法といひましたら、大蔵省の皆さんなどは譲手税を盛んに設けて調節をする。基本的にはもとより地方交付税でありますけれども、そういう考え方でも、予算編成に際しましては、皆さんは地方団体の代表として大いにがんばられたいということも何うわけでありませうが、これとの関連において、さういふふうな譲手税を設けたり、東京で吸い上げた税金を鳥取県へ持つていったりすることは憲法違反であるといふふうなことの関連におきまして、また税源という面から見まして、最近滋賀県と京都府あたりが一本になりたいたか、あるいは大阪府と奈良県と和歌山県が一本になつたらどうであらうかと、あるいは東海地方におきまして愛知、岐阜、三重県といふふうなもの一本にしてはどうか、こういふふうな話が出ておるわけでありませう。この話にもよりの理由づけだけからではもちろんありません。他に交通通信の關係、経済圏の關係その他ございませう。町村合併も一段落したので、この辺で府県段階でも少し地域を広げていいいじゃないか。さらにはまた道州制の問題がございまして、道州制の問題は一応私も社会党系の者

は、現実におきましては、今政府が考へておる道州制というものは中央集権への道であるし、地方自治を大いに縮小せしめようという魂胆であらうといふふうなことから率制をいたしまして、その前にやるべきことがたくさんあるといふことで、私も社会党をいたしましては反対をいたしておるようなわけであります。しかしながら、さういふ前提条件のいろいろなものも解消されるといひますか、きれいになりますと、何も広域に府県がなるといふことについて、反対が賛成かといふことを、実はまだ私もきめておるわけでもないわけでありませう。従いまして、最近こ

ういふ府県の統合の問題が各地の新聞にぎわしてあり、また週刊誌等においても取り上げておるといふふうな次第でありますので、私はこの際、政府がさういふ問題について今どう考へておられるのであるか、しばらくは静観であるのか、あるいは研究をされておられるのか、実施するとなれば、どういふ手続を必要とするのであるか、さういふ点について、大臣並びに行政局長の意見も聞かせてもらいたいと思ひます。

○石原国務大臣 ただいまお話が出たのであります。府県の規模をどうするかという問題につきましては、先年地方制度調査会におきまして、一応道州制の意見と、それから道府県統合といふ少数意見と、二つの答申が出ておることは御案内の通りだと思ひます。それで、その後市町村の合併も大体一段落をいたしました。さらに今御指摘のように、府県の統合の世論が、ちよこちよこ出てきたわけでございませう。私は、当然さういふ段階にもう

入つていかなければならないと思つておるのでございませうが、しばらくは世論の動向を見きわめつつ、同時に府県合併のときには一体どういふことを考へていつたらいいかという行政的のいろいろの準備も、自治庁において検討されておるのでございませう。それで私といたしましては、でき得る限り機会あることに、もうそろそろさういふ時期ではないかといふふうなことを、私の談話なり、会合の席等でいろいろ申して、世論の盛り上がりを持っておる、さういふことでもございませう。

地方財政の問題についても、たびたび申しておるわけでありませうが、将来中央地方を通ずる税財源の適正な、あるいは行政事務の適正な配分をやつて、しかもその後においてもなおやつていけない小府県が相当あると思つております。そのときに、いわゆる地方団体の財源調整をやるなり、あるいはさういふ府県は財政力豊かな府県と統合することによつて、初めて地方自治体としての面目を保つていけるのではないか、さういふふうな考へでいろいろ話しておる次第でございませう。御指摘のように、滋賀、京都あたりにさういふ意見が出、あるいは近畿地方は、大体近畿一帯といふふうな意見がだいたい前から論議されておるのであります。最近非常に強いのは、大阪、和歌山、奈良、それから昨年の伊勢湾台風のあとを受けて、東海三県といふところが盛り上がりが出ておるのであります。盛り上がり模様の見つつ、自治庁といたしましては適正な、しかも強力な指導と援助をいたしたい、かように考へておる次第であります。

○藤井(貞)政府委員 自給的な府県合併を行なう場合の手続について、補足的に御説明をいたしておきたいと思ひます。地方自治法の第六條がその根拠規定でございませう。すなわち、「都道府県の廢置分合又は境界変更をしようとするときは、法律でこれを定める。」といふことに相なつておるわけでございませうので、たとえは令機運が盛り上がりつつありますところについて、自給的に合併を行なうということに決定いたしました場合は、法律を定め、法律をそれぞれ単行で出しまして、これでもって国会の御審議をいたさうといふことが第一の段階でございませう。その後、国会で法律が成立した段階におきまして、いわゆる憲法の規定に基づき、一の地方公共団体に適用される特別法の規定の適用がございませうので、その成立いたしました法律を、關係府県住民の住民投票に付することになりませう。その住民投票によつて過半数の賛成を得るといふことになりませう。初めて法律として効果を発生するといふことに相なるわけでございます。

○中井(徳)委員 大臣の意見なり手続の大綱を伺つたわけでありませうが、さういふことは、地方制度調査会の答申に基づき道州制という問題については、政府としては一応これをたな上げをして、お話をしております。さういふものからできたら出発したい、さういふふうな気持でありますか、その辺のところをちよこちよこ確かめておきたいと思ひます。

○石原国務大臣 政府部内の中にも、いろいろ意見を持つておる人はあるので

ありまして、最近東北開発促進法であるとか、このころはまた九州開発促進法、あるいは四国開発、中国開発と、いろいろ出てきておりますが、こういう考え方をもとにして、これを発展せしめて、一つの道州制のようなものを持つていったらどうかという考えを持っておる人もあるようであります。しかし私は、自分の体験その他からいまして、自治体的性格を持たせる道州制というものは、これはなかなか容易なことではないのじゃないか。いわゆる政府の優先機関、中間機関の単位としての道州制ということならば、これはあるいは考えられると思いますが、自治体的性格を持たす道州制というものは、なかなか容易じゃないだろうか。そこで私は、むしろその必要性から生まれてくる数府県の統合ということの方が望ましい、それを指導していきたい。そういう考えを持って、今後ともそういう方向で努力したいし、現に努力しつつあるわけでありませぬ。

○中井(徳)委員 今の大臣の答弁の中で、道州制ということになれば、自治体では少し無理だというその気持は、私もよくわかります。そこで自治体的なものとしていくのならば、今うわさされておるような府県の統合ということについてはわかりませんが、さてそれをやるという場合には、私どもは町村合併に際しても非常な決意でやりましたが、全国各地で大問題が起こったわけでありませぬ。ようやく下火にはなっておりますが、まだ全然消え去ったところまではいっておりませぬ。従いまして、府県の合併といいますが、統合といいますが、そういう話が出た場合におきましても、たとえばある一地区

の住民は、それに反対するといふふうなことでも十分あり得るのであります。従いまして、法律を作るときには、そういう調整を十分しないことには、口では言いやすいが、実行はなかなかむずかしいようにも思うわけでありませぬ。話はできておるからできておらぬか、全然知りませぬけれども、たとえば山梨県と静岡県とか、神奈川県と静岡県等でありませぬと、一体伊豆半島がどうなるか、あるいは北陸の三県の、富山、石川、福井というふうなことになる、若狭地方はどうするかというふうな、いろいろな問題が出てきませぬかと思つておるわけですが、そういうことは十分熟してから政府としては取り上げるべきだと私は思ふのですけれども、具体的のそういうことについては話は出ておりませぬか。ただ単に、二つの県が一本になろう、寄り合つて話し合ひをしよ、両方の知事、県会議長、あるいは商工会議所の会頭その他に集まつていただくという程度でありませぬ、まだそれ以上には進んでないようにも思ふのでありませぬが、自治庁としては、私はそこまで考えてもらいたいような気がいたしますので、その辺のことについての研究をされておきたいと思ひます。

○石原国務大臣 これはもちろん中井委員のおっしゃった通りの私どもの考えであります。市町村については合併促進法というふうなものを作つてやつたから、府県にも合併促進法のよりのものを考えたらどうかという意見もありませんが、そういうことは私は全然思つておりませぬ。そこで先ほど申し上げましたように、世論の盛り上がり

を待つて、それを強力に指導、援助していきたいという気持を申し上げたのであります。もちろん一律にやれるものでもなし、やるべき性格のものでもない。十分盛り上がったところで考えていきたい。でありますから、先ほど行政局長が申し上げましたように、その場合に初めて、たとえば滋賀と京都が話し合ひができれば、滋賀県、京都府の合併に関する件というふうな法律もそういう形になつていくのじゃないかと思ひます。しかしながら、あれだけむずかしいと思ひました市町村合併も、数年の間に一万幾つものものが三分の一近くにもなるといふわけで、あの難事業もできたのでありますから、非常にむずかしいと思ひますけれども、一つ壁が破れてくれば、だんだんこの問題も軌道に乗つてくるのじゃないか、だいたいそういう空気が言はず語らずの間に醸成されつつあるのではないかと、かように私は考えておるわけでありませぬ。

○中井(徳)委員 それではこれでやめますが、大体その気持はわかりました。が、そういう次第ならば、さらに一歩を進めて、自治庁の内部において、そのようなことを推進する機関なり委員会なり、そのようなものを設けて積極的にいくという気持はございませぬか。その点を一つ伺つておきたい。実は町村合併のときには、変なことではありますけれども、今から七、八年前にこの委員会で話が出たように思ふのです。そういうことから正式な質問もありませんが、それ以外の委員会の会合、理事会の席上その他で雑談で出たようなこともございませぬ。私はそういう意味で、当時の自民党、社会党を問

わす、各委員皆さんの中からそういう話がだんだん出てきて、それがうんできたというふうなやささかの自負心を持つておる。従いましてあの法案が出ましたときには、あれは参議院の館委員が表面に出されました。町村合併ということでも参議院から法案が回つてきたようでありませぬけれども、実際は私どもその間に意思の疎通もあり、従いまして衆議院に回付されました。私も、私どもは町村合併をむしろ市町村合併に振りかえて、いわゆる地方自治体の市町村単位の幅を広げたような記憶もあるわけでありませぬ。従いまして、そういう意味も含めて今こゝうお尋ねをいたしておるわけございませぬが、政府並びに石原長官がそこまで考えておられるならば、これはもう少し前進の形でものを運んでいただいたらだんなものであるか。わが社会党はまだ結論を出しておりませぬ。しかし道州制につきましては反対です。あの当時、府県の統合は少数意見でありまして、東大教授の田中二郎君の意見であつたように私は記憶いたしております。そういうことではありませぬ、だいたいぶん機も懸つておる。しかし国会議員は選挙区の関係とか、あるいは一番困るのは、いわゆる県庁の所在地が所在地でなくなることによつてどうなるかという問題がある。これについては他の産業なり何なりを持つていくというふうな具体的な問題も起こるでございませぬ。そういうことは政府がはたから応援するなり何なりという形でもやる。この四つの島で少しそういうものが多過ぎる。四十五もある明治の初めからの形をそのままにしておくといふことについては、何とか積極的にやれという気持でございまして、その点は私は大臣と同感でございませぬ。しかし東北あたりは未開発といふようなことからおくれる場合もあるいはあるかもしれないと、北海道の方はもう片づいておるわけでありませぬが、そういうことにはあまりこだわらずに、できるところからやつていくといふふうなことでどんなものであろうか、こゝう見解も持つておるのであります。以上申し上げまして私の質問を終わります。

○石原国務大臣 私も全く中井委員と同じような考えであります。そこで地方制度調査会の答申とは私は若干見解を異にしたように、自治庁の中に委員会を設けましたように、自治庁の中に委員会なり会議でも設けていくところには急には行き得ないのではないかと思ふのであります。しかし事務局でそれだけの準備なり研究は十分やられておりますし、やつてもらいたいと思ひます。でき得れば将来議会等におきましてもこゝういふ問題の検討の小委員会でも作つて御研究願えればしあわせだと思つております。決して一律にやろうなどというところは毛頭思ひませぬ。できるところから一つの事例でもできたならば非常にしあわせであるといふ気持で今後対処していきたい、かように思つております。

○顧問委員長代理 橋委員。橋委員。今、中井委員から合併問題の御質問が出ましたので、これに関連をして質問いたしたいと思います。時間的制約もありますし、おそくなつておりますから、簡単に伺ひたいと思ひます。



町村合併促進法で円満にいつておるところは、先ほど長官が言われましたように、まことにけつこうだと思ふ。ところが私の聞く範囲では、まだ相当町村合併が尾を引いて円満に解決をしないところがあるように聞いております。そこで時間の節約上、私は単刀直入に長野県と岐阜県の越県合併で問題になっておりました神坂村の例を一つ引いて、一体自治庁はどうするかという点をお伺いしたいと思います。臨時大臣の結論が出るまでわれわれは自治庁を信用しておつたわけです。中央審議会も、神坂村は全村中津川市に合併するのが当然である、こういう結論を出してありますし、そもそも神坂村が越県合併の運動を始めましたときに自治庁へお伺いを立てておる。自治庁の方では、それはけつこうであるから一つ合併を推進せよ、こういうことで、公文書ではないと思ひますけれども、促進の示唆を与えておる。だから条件からいつてます間違いないと思つて神坂村は合併運動に乗り出した。ところが結論はずつたもんだの末、一部の政治家に——公平なるべき自治庁が全く自主性をなくして、少数のために多数が犠牲になるような結論を出したとしか思えないのです。私は、あの裁定が出ましたあとにも当委員会においてこの問題を追及したいと思ひました。が、われわれは全くあせんとしたものを言うことができなかったというのが当時の状況です。しかも今日あの無理押しをした神坂の合併がどういう状態になつておるか、私はこれから簡単に具体的に申し上げたいと思ひます。

まずお伺いしたいのは、今簡単に申し上げましたから、石原長官も概略つかんでいただけたと思うのですが、一体あのようならば取り扱ひをして正当であつたかどうか。それから行政局長には、あの当時を振り返つて、今まだ紛糾に紛糾を続けておるのだが、一体どうするのか、あのときあなたには公正な取り扱ひをされたかどうか、まず最初にこの点をお伺いしたい。

○藤井(真)政府委員 神坂村の中津川への編入の問題につきましては、当時から橋委員にもいろいろ御心労をわすらわしておりましたが、その間の事情等はよく御承知の通りでございます。その当時いろいろな機会に申し上げたところでございますが、これを今繰り返していろいろ申し上げることの煩を避けたという気がいたしたのでありますが、率直に申しまして、私たちもたしましては、あの案件の処理というものが非常に完璧な、また理想的な処理であつたというふうには考へておりません。諸般の情勢上いろいろな角度から見まして、ああいう解決もやむを得ないことではないかというところで、最終的には踏み切つたのであります。その後におきまして、われわれといたしましては、地元の円満な解決ということを常に気にかけておりました。地元なりあるいは関係県の方とも連絡をとつていろいろ注目をいたしておりましたが、なお地元の関係部落におきまして、その後紛糾の状況というものは根本的に解決をされないままに存続をいたしておる。そういう現状があることは、私どもこれを率直に認めざるを得ないと思つておりました。そういう

点については非常に遺憾である。従いまして、これについては何らかの方策を講じまして、一歩前進円滑なる行政の運営、市政の運営という方向へ持っていくように努力をしなければならぬという決意は実は持つておるのであります。

○橋委員 局長は円満なる解決を期待をしたと言いますが、これは自治庁自体が紛糾の種を植へつけておるのであります。長野県側の方が、自分の町村が他県へ行くという事は立場上賛成しないと思ふ。これもわかる。それから受け入れる側がおいでなさいといつて、ある程度の積極的行動をするといふこともわかる。しかしそれは立場上そういう態度をとるのであつて、紛糾した場合には、その間に立つて公正なる結論を出すのが自治庁である。こういうふうには、私も当時の結論が出る前には、あまりここでやかましくは申し上げなかつたのです。一村を合併すること、全村そのまま残すかといふことならまだまだこれは解決の方法としては改善の策だつたと私は思ふのです。ところがそれを、これは自民党の方は、よく密せて二で割るといふことを新聞でいわれておりますが、一部の方の、一部の政治家の腹づもりによつて、二で割つたあのような結論を唯々諸々として聞いて、あと円満なる解決を期待するなどという事は、全く自治庁の権威というものはゼロである、こういうふうにご考へておるわけですね。この点について、くどいようであります。あなた今もやむを得なかつたというやうなことを言われますが、全く神坂村の残存の住民はほんとうにもう毎日毎

日いろいろな紛糾で苦しんでおるわけです。どう思ひますか。

○藤井(真)政府委員 この点につきましては、いわゆる一政治家の云々という問題は私たちが思つておりません。これは最後はやはり内閣総理大臣の最終決定ということでもつて結論が出た問題でございます。その間におきましても、種々の経緯等は今さら申し上げませんが、残存をいたしました部落につきまして、かなりな反対があつたことはこれは事実でございます。そういうふうなことも総合的に判断をいたしまして、現在の落ちついた状況になつておらないといふことは事実でございます。これらの点につきましては、やはりもう少し地元の方勢、全体の村政の円滑といふことのために、もう少し何とか処置しなければならぬという部分は今たくさん出しておるわけでありまして、その点についてはさらに努力をいたしたいといふ決意は持つておるわけでありまして、

○橋委員 これは、あなた方が真二つに割つた。しかも残つた方が賛成派が少なければわれわれは話ばかりなので、これは民主主義の原則に従つて多数に従うということも筋が通る。ところが当時われわれは口をすつぱくして申しておつたように、岐阜県へ合併するといふ方が多いのである。現実に小学校の児童を見てごらん下さい。二百六十二名残されております三部落の生徒が、委託という形で岐阜県へ百六十六名通学しておるではありませんか。これはフリーにやつたらあつたら入ると思ふのです。長野県に籍がありな

がら、岐阜県の中津川市に行きたいといふのでその三分の二は現在まだ通つておるのです。そういう比率からいって、これは当然今あなたがおつしやいましたような決定といひますか、取り扱ひをすべきではなかつたと思ふ。今残つておる三部落でお長野県に残留をしたいといふ数が過半数以上であれば、私もこの委員会で文句は言ひませぬ。ところが初めから岐阜県へ合併をしたいといふのが三分の二あるのです。それをあなた方ははおかぶりをして、少数のために多数を犠牲にしておるといふような不公平な行政をなせしめるのか、こういうことを私は言つておるのです。あなたはその点についてしるめたい点はないのですか。

○藤井(真)政府委員 これはやはり総合判定の問題でありまして、当時それらの住民の動向を探るために住民投票をやつたらどうかといふやうな話もあつたのですが、あれほど事態が紛糾しておる際に住民投票をやりますことは、さらに事態を悪化させることになるのではないかと反対もございまして、住民投票のことは実は行なわなかつたのであります。当時中津川市の方からの資料も出ております。地元の方の資料もいろいろ出ております。それを総合判定をいたしました際におきまして、全体の三分の二といふものは明らかに中津川市であるといふような判定は実はわれわれは下さなかつたのであります。いろいろの資料を総合的に判定をいたしまして、やはりかなり反対派も多いといふところから最後の判定を下したわけでありまして、

○橋委員 間違つておつたと思へば改めればいいではないですか。いまだに

第一類第二号 地方行政委員会議録第十二号 昭和三十五年三月十一日

一七

間違つた取り扱ひについて固執して居ることはないと思ふ。だからなるほど長野県側の残存の方の運動、合併受け入れの方の運動、賛成、反対と、教が違つておつたといふことはわれわれも認めます。しかし常識的に考へて、それも五対五と四対五というような数字なら、これはなかなか当時判定がむずかしかつたといふこともいえるのです。が、今現われておる数字といふものは当時わかつておつたはずなんです。あなた方がそれがわからぬといへば、あなた方實際どうかしておつたと思はる。だから少数のために多数を犠牲にしておいて、そうしていまだに当時実情がわからなかつたなんといふことは、ほんとうにこれは三百代言ですよ。しかし過去のことを言つても今さら仕方ありませんから、将来のことをお伺ひしたいのですが、長官も聞いておつていただきたいと思ひます。中央審議会は、全員異議なくこれは中津川市に合併すべきであるといつております。ここにありますがちよつと讀んでみます。「関係地域の今後の発展と住民福祉の増進のために中津川市と合併することが必要であると認められ」と中央審議会は答申しております。しかも現地へ行けば、中津川市にしかも出口はないのです。何かバスでもほしいといふときには中津川から雇つて、岐阜県側から雇つて神坂村に出るのです。それから学校も、高等学校あたりは、たとい長野県の高専学校へ行つておる生徒でも、中津川市まで出てきて、汽車に乗つて、そして長野県に行く。また中津川市の高等学校へ入学する人の方が多いのです。こんなことは、よほどどうかした人でない

限り現地へ行けば当然なんです。それを一部の政争の具といひますか、政治家のためにこんな判決を出して、今日苦境に陥れておる。しかも残留をいたしました峠、馬籠、荒町の三部落は、農協は——農村でありますから農協があります。それは両県にまたがる組合として申請を出して許可をされおるわけです。だから岐阜県側の中津川市農協として全部やつておるわけです。最近長野県の方で六十四名であつたかと思ひますが、無理に脱退をさせて支所といふものを作つた。ところがこれは看板だけで、いわゆる卵の集配とか、いろいろな農協の仕事は、全部両県にまたがる申請を出して許可を得た中津川市の農協がやつておるのです。それから消防団、婦人会、それから青年団、とにかく村にあるありとあらゆる団体が、長野県にありながら中津川市に所屬しております。そういう実情なんです。

それから学校教育問題を取り上げると一番よくわかるのですが、三十五年度に入学する児童は新しい学校——これも私は全くばかげたことだと思ひますが、学校が一つある。その学校は、中津川市の方に編入された地域にあるわけです。そこでさつそく約四千万円の金をかけて学校を新築したわけです。残存した方たちのために作つたわけです。ところがその学校に行つておられる人は、旧中津川市の学校には五百二十四名の生徒が現在おるわけです。ところが新しく約四千万円かけた学校には九十六名しかおらぬのです。五百二十四対九十六です。だから児童数から申し上げれば、九十六名のために自治庁が判定を誤まつて五百二十

四名が犠牲になつておる、こういうことが言える。昭和三十五年度の入学児童数を見ますと、合併した中津川市の学校に入学する児童は五十四名です。ところが四千万円ばかりかけた学校に入学する児童は六名です。この事態を見て、長官が突つて今後措置しないといふことならば、もうここで幾ら高遠な議論をしたり答弁をしていただつてほんとうにしませぬよ。自治庁といふものは何をやつておるのですか。今私は二、三の具体的な例を申し上げましたが、この点について大臣の所見を一つ承つておきたい。

○石原国務大臣 町村合併はなかなかむずかしい問題を各地にまだ残しており、ことに県を異にするいわゆる越県合併の問題は非常にむずかしい問題を残しておるところが若干ございます。中津川の問題も、私も就任していろいろいろいろ聞いたのでございまして、政治家のためにとかいろいろ言われましたが、岐阜県の方に非常に有力な政治家がおつて、しかもいろいろ結論になつたといふことは、やはり何かいろいろ深い事情があつたと思ひ思ふのであります。その当時のことを私はよく承知しませんが、結果の事実から見まして非常に地域住民のためには不便なことが残つておるのじやないかという感じがいたします。ただその地域は何か史跡の關係とか、そういうことで住民感情、県民感情の非常に強い問題があつたやに聞いておつたのであります。しかしそういう問題だけでも割り切れない問題であろうと思ひますので、今後の事態の成り行きいかんによりましては十分研究していかないと

ればならない問題ではないか。まあこれ以上のことは、私ここではちよつと言えないのであります。

○橋委員 私が岐阜県側だから、ここでこういうことを主張すると、いかにもなわ張りのようにとられますが、そらじやないのです。私の任んでおる恵那郡で愛知県に合併する村があつたのです。これは反対、賛成を一年前にやつたのですが、何も文句を言わなかつた。これはもう地域条件からいって当然いくべきで、反対も賛成も何も起きておらないのです。そのままずつと何の支障もなくいつておるのです。われわれはそんなけちななわ張り根性に立つて主張しておるのじやないのです。これは現地へわれわれが行つてみると全くかわいそうだと思ふ。何をやるにも争つておる。こういう状態です。りますから、ただこの委員会で通り一べんの、何とか善処しますといふことではいけないと思ふ。ほんとうに解決する方途を一つ見つけていただきたい。

それからその問題に關係をして、いまだに境界線が引けない。これを局長、一体どうするのですか。だから選挙になると両方から投票用紙がくるのです。一人で二枚行使できる。税金は両方からきて両方で取られるのです。これはどうするのですか。

○藤井(貞)政府委員 それに付随する事態といふものが起こつておることも承知いたしております。ただこの点につきましても、実は両県等のいろいろないきまがございまして、長野県の方からも独自で線を引いて告示をしてしまふ、中津川は中津川で独自で線を引いて告示をしてしまふというよりなことがございまして、そのために、非常に不都合な結果が現実になお残存して、たしておるのであります。ただこの問題につきましても、私といたしましては、やはり境界線の問題といふことだけで解決すべき筋合ひではございませぬ。やはりこの問題はもう少し根本的に、背後關係があるものだから、そういう問題と合せて、その一環として取り扱つて参りませんと、またさうあつた争つたといふものを大々的に巻き起こすといふことにもなつて参りますので、実は気になりながらもうしばらくこれを静観するといふことで放置いたしておるわけでありまして、けしからぬと言われればけしからぬかもしれませんが、境界線の問題として取り上げて、やはり境界線の問題として取り上げて、なかなか解決のつく問題ではない、根本的な問題と合せて解決すべきである、かように考へております。

○橋委員 それで私は局長に聞いていただきたいことがあるのですが、中津川市に合併した湯舟沢という部落、ここにも当時反対者があつたのです。ところが合併した湯舟沢部落についての反対者は、その後喜んでおるならば、格別、反対のの字も言わぬのです。ところが残された三つの部落については、今なお三分の二の人たちは、あくまでも中津川市にいくのだといつて反対をしておる。こういう事態をよく一つ考へていただきたい。湯舟沢部落については反対派の人々も何の反対もしない。喜んでおれば格別ですよ。現地に行けば当然なんです。だから政治家の我田引水に巻き込まれないように一つ自治庁は骨のあるところを見せて下さい。その方が喜ばれますし、このま

まほつておいたつて一年や二年では解  
決しないだらう。そんななまやましい  
ものではない。これはほかにも例があ  
ると思う。だからこの際さういうもの  
を一括して、自治庁は公平な住民の福  
祉を考へるのだという審議会の意見通  
りに緊禪一番腹をきめて措置してい  
たきたい。その後の趨勢を見てまたこ  
こでやりましよう。

○**顧問委員長代理** この際お諮りいた  
します。すなわち、理事会の申し合  
せによりまして、地方税法の一部を改  
正する法律案、臨時地方特別交付金に  
関する法律案及び地方財政法及び地方  
財政再建促進特別措置法の一部を改正  
する法律案を審査するため、本委員会  
に小委員十一名よりなる地方税法の一  
部を改正する法律案等審査小委員会を  
設置することとし、その小委員及び小  
委員長の選任につきましては、先例に  
より委員長の指名に御一任を願いた  
いと存じますが、これに御異議があり  
せんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕  
○**顧問委員長代理** 御異議がないよう  
に認めますので、そのように決しま  
した。

- それでは小委員に
- |        |        |
|--------|--------|
| 金子 岩三君 | 亀山 孝一君 |
| 川崎末五郎君 | 瀬瀬 彌三君 |
| 高田 富興君 | 津島 文治君 |
| 吉田 重延君 | 太田 一夫君 |
| 加賀田 進君 | 安井 吉典君 |
| 大矢 省三君 |        |

を指名いたします。  
なお小委員長には川崎末五郎君を指  
名いたします。  
なお本小委員会の小委員及び小委員

長から辞任の申し出がありました場合  
には、そのつど委員会に諮ることな  
く、委員長においてこれを決定するこ  
ととし、またその補欠選任につきま  
しては、委員長の指名に御一任願つてお  
きたいと存じますが、これに御異議は  
ございせんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕  
○**顧問委員長代理** 御異議なしと認め  
ます。よつてそのように決めます。  
本日は、これにて散会いたします。  
午後二時十三分散会

昭和三十五年三月十六日印刷

昭和三十五年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局